

平成 21 年度  
カーボン・オフセット白書

環 境 省

## 巻頭緒言

2010年は、記憶に残る暑い夏を経験しました。猛暑日という名称が普通名詞のように思われました。そして、この緒言を書いている今冬は、例年にない寒さとなっています。地球温暖化現象は気候の激しい変化をもたらす、という気候変動の専門家の警告を思い出さずにはいられない年でした。

炭酸ガス等のいわゆる温室効果ガスによる地球温暖化という問題は、人類の生存基盤に関わる深刻な問題の一つです。この地球温暖化を防止するため、世界全体での取組が始まっています。温室効果ガスを極力排出しない低炭素社会の実現に向けて、我が国には国際的なリーダーシップを発揮することが求められています。

我が国は、2009年（平成21年）9月の国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減すると表明しました。平成22年1月からは25%削減のために国民的運動「チャレンジ25」が展開され、政府も政策を総動員して25%削減に向けた行動を推進する決意を表明しています。

地球温暖化は人の活動それ自体に伴うものです。そのため、政府による施策の遂行とともに、企業や市民が自らの温室効果ガスの排出を認識し、主体的に排出削減に取り組むことが地球温暖化防止にとって大きな意味を持っています。そこで、そのための手段として、カーボン・オフセットが内外で注目されています。「チャレンジ25キャンペーン」におけるCO<sub>2</sub>削減の具体的行動においても、カーボン・オフセットの実施が呼びかけられています。

カーボン・オフセットを取り巻く状況を概観しますと、環境省では、各種ガイドラインの策定やカーボン・オフセットモデル事業の実施などを進めており、カーボン・オフセットの適切な普及に向けた基盤整備が着実に整えられつつあります。平成20年11月に、国内で実施された温室効果ガス排出削減・吸収活動によって生み出された削減・吸収量を環境省が認証する、オフセット・クレジット（J-VER）制度が創設されていますが、そこでは、平成22年3月の時点で、27件の温室効果ガス排出削減・吸収のプロジェクトが登録され、9件のプロジェクトからオフセット・クレジットが発行されて、カーボン・オフセットに利用されています。また、平成21年4月よりカーボン・オフセット認証制度が開始され、平成22年3月までに31件の商品・サービス・イベントが認証を取得しています。

カーボン・オフセットは、温室効果ガスを削減するだけでなく、温室効果ガス削減プロジェクトが実施される地域において、森林再生や地域活性化等の効果をもたらしつつあります。また、オフセットの実施者とプロジェクトが進められる地域とのつながりや消費者と企業とのつながりの中から新たな価値が生み出される可能性も秘めています。低炭素社会実現のために、カーボン・オフセットがますます普及することを強く期待します。そして、2010年の暑い夏の記憶が一過性の出来事としての記憶となることを心から願います。

明治大学法学部教授

新美 育文

第1章. 低炭素社会構築に向けた我が国の状況	2
第2章. 我が国におけるカーボン・オフセット	4
2-1 カーボン・オフセットの仕組み	
2-2 カーボン・オフセットの取組状況及び市場動向	
2-3 カーボン・オフセットの位置づけ	
2-4 カーボン・オフセット関連ガイドライン類の整備状況	
第3章. カーボン・オフセット関連施策の状況	17
3-1 オフセット・クレジット (J-VER) 制度	
3-2 カーボン・オフセット認証制度／あんしんプロバイダー制度	
3-3 カーボン・オフセットモデル事業	
3-4 カーボン・オフセットに関する諸外国との連携状況	
3-5 カーボン・オフセットと温暖化対策関連諸施策	
第4章. 地方自治体の取り組み	35
4-1 地方自治体のカーボン・オフセットに関する取り組み	
4-2 地方自治体による温室効果ガス削減・吸収量の認証	
第5章. カーボン・オフセットの普及に向けて	41
5-1 普及に向けての取り組み	
5-2 カーボン・オフセットの課題	
参考資料	47
1 諸外国におけるカーボン・オフセットに関する制度	
2 カーボン・オフセット用語集	
3 カーボン・オフセット関連機関リンク集	

地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題の一つであり、早急な対策を必要とする問題と認識されている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2007年に発表した第4次評価報告書によると、不可逆的で深刻な影響を避けるためには、気候変動枠組み条約附属書I国(先進国と移行経済国)は、2020年までに1990年比25-40%、2050年までに1990年比80-95%の温室効果ガスの排出削減が必要とされている。

温暖化対策への喫緊性が高まる中、2009年12月にはコペンハーゲンで気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)が開催され、京都議定書の第一約束期間である2013年以降の枠組みについてコペンハーゲンアコードに「留意する」ことが合意された。各国は、2020年の温室効果ガス排出削減の目標の提出を求められ、我が国は25%削減(すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提する)の目標を提出した。

我が国の温室効果ガス排出状況を見てみると、2008年度の温室効果ガス排出量は12億8,600万トンとなっており、1990年比で1.9%の増加となっている。2008年後半の経済状況の悪化により前年度と比較して6.2%の減少<sup>i</sup>となっているものの、京都議定書において我が国は、2008年度から2012年度平均で6%の排出削減が求められているため、現状の排出量よりも大幅な削減が必要不可欠である。

このような状況の中、平成21年9月に、鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットで、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを表明した。また、平成21年10月の第173回国会における所信表明演説で、温室効果ガスの25%削減するとの目標を掲げ、国際交渉を主導していくこと、地球と日本の環境を守り未来の子どもたちに引き継いでいくための行動を「チャレンジ25」と名付け、あらゆる政策を総動員して推進していくことを国民に約束した。平成21年12月には「新成長戦略(基本方針)」<sup>ii</sup>が閣議決定され、強みを生かす成長分野として「健康」と並び「環境・エネルギー」が選ばれている。その中で、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略がのべられており、『グリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指す』としている。また、『2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取組を推進する』としている。

平成22年1月には、CO<sub>2</sub>削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民の皆様によびかける国民運動として「チャレンジ25キャンペーン」を新たに展開することとなった。「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、より一

層の CO2 削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できる CO2 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民呼び掛けている<sup>iii</sup>。

我が国の温暖化対策の中でも、特に市場メカニズムを活用した施策を見てみると、環境省は、平成 17 年度から自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）を実施して経験・知見を蓄積するとともに、平成 20 年 1 月には「国内排出量取引制度検討会」を設置し、我が国の実情を踏まえた具体的な制度設計のあり方について検討を重ねている<sup>iv</sup>。平成 20 年 10 月からは、平成 20 年 3 月に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」に基づき、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みである国内クレジット制度が発足するとともに、平成 20 年 7 月に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が開始されている。また、東京都では、平成 20 年 6 月の東京都環境確保条例の改正に伴い、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度が施行（平成 21 年 4 月）され、平成 22 年 4 月より大規模事業所<sup>1</sup>削減義務が課されている。

平成 20 年 11 月には、環境省による「カーボン・オフセットに用いられる VER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」の議論を踏まえ、カーボン・オフセットに用いる信頼性の高いクレジットを国内において創出することを目的とするオフセット・クレジット(J-VER)制度が創設された。平成 22 年 3 月 15 日現在、20 件のプロジェクトが登録され、6 件のプロジェクトからの吸収量が認証されている。

---

<sup>1</sup> 燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所

## 第2章 我が国におけるカーボン・オフセット

低炭素社会を実現するには、産業、運輸、業務、家庭といったあらゆる分野において、市民、企業等の社会の構成員が主体的に排出削減を進めていくことが必要である。このような主体的な取組を促進するための手法の一つとして、近年、「カーボン・オフセット」（自らの温室効果ガス排出量のうちどうしても削減できない部分について、その全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等により埋め合わせる）が注目されており、我が国でも様々な取組が実施され始めている。

### 2-1 カーボン・オフセットの仕組み

#### カーボン・オフセットの定義

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう<sup>5</sup>。

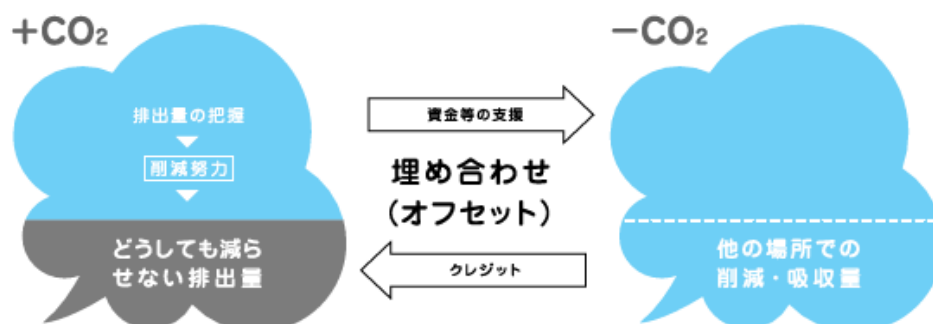


図1 カーボン・オフセットのイメージ

## カーボン・オフセットの基本要素

2008年2月に環境省が作成した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」では、カーボン・オフセットの基本的要素として、以下の4点を挙げている。

- ① 自らの行動に伴う温室効果ガスの排出量の認識
- ② 市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等による排出削減努力の実施
- ③ ①②によっても避けられない排出量の把握
- ④ 上記③の排出量の全部又は一部に相当する量を、他の場所における排出削減量・吸収量によって埋め合わせ（オフセット）

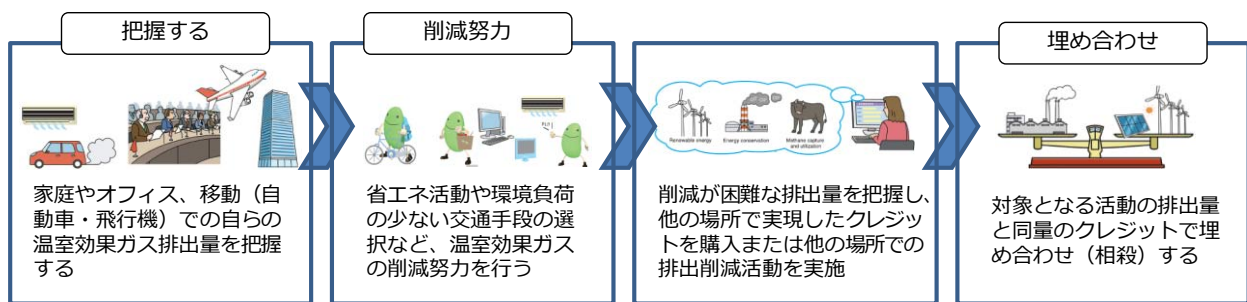


図2 カarbon・オフセットのステップ

## カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）

カーボン・オフセットでは、自らの温室効果ガスの排出量についてどうしても減らすことができない部分を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量または吸収量で埋め合わせることで成立する。

カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）については、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、①確実な排出削減・吸収があること、②温室効果ガスの吸収の場合はその永続性が確保されていること、③同一の排出削減・吸収が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられていないこと、④第三者機関による検証が行われていること等の一定の基準を満たしていることが必要である。上記の基準を満たすクレジットとしては、次のようなものがある。

- ・ 京都メカニズムクレジット（AAU, ERU, CER, RMU）  
（ただし、国内で発行される AAU 及び RMU を除く）
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）
- ・ 自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）の排出枠（JPA）



---

## カーボン・オフセットのながれ

一般的なカーボン・オフセットのながれを、京都メカニズムの一つであるクリーン開発メカニズム（CDM）を通じて国連により認証されたクレジット（CER）を利用したカーボン・オフセット型商品を例にとって説明する。

途上国において温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトが実施され、そこで生成された排出削減・吸収量が、国連によりクレジット（CER）として認証される。そのクレジットを、商社やカーボン・オフセットプロバイダー（仲介業者）が購入し、カーボン・オフセット型商品等を販売したいという製造業者（メーカー）や小売業者等に対し、クレジットを販売する。また、カーボン・オフセットプロバイダーは、オフセットをするためにクレジットの無効化（償却等）手続きの代行や、カーボン・オフセット商品の企画・販売に関するコンサルティング等を行う。

このようにして世に売り出された商品には、クレジット調達費用等埋め合わせのための各種費用（オフセット料金）が反映されており、一般消費者や事業者が当該商品を購入することにより、支払われる金額に含まれるオフセット料金が、最終的には途上国で行われている排出削減・吸収プロジェクトへ還流し、資金調達に貢献することになる。平成 20 年 11 月には、国内で創出される排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いられるオフセット・クレジット（J-VER）として認証する、オフセット・クレジット（J-VER）制度<sup>2</sup>がスタートした。J-VER を活用する事例も増加しており、海外のクレジット活用時と同様に、プロジェクト実施者、カーボン・オフセットプロバイダー、商品・サービス提供事業者等が連携してカーボン・オフセットを展開している。

---

<sup>2</sup> オフセット・クレジット（J-VER）制度については、p.17 を参照

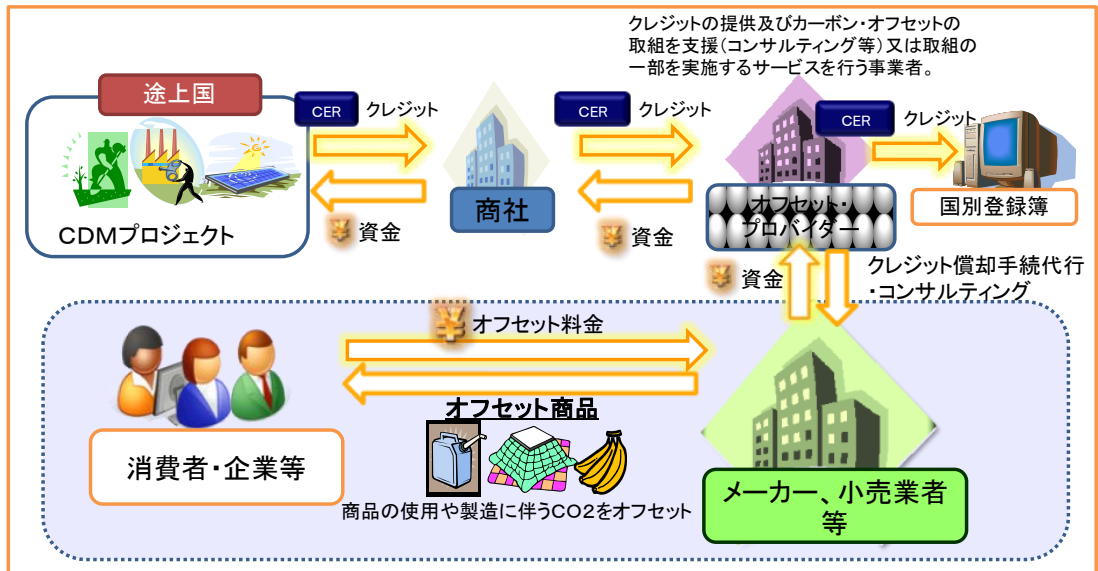


図 3 市場流通型：商品使用・サービス利用オフセットのながれ

## カーボン・オフセットの分類

カーボン・オフセットは、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）と、市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）の二つに大別される。市場流通型は、その対象などによってさらにいくつかに分類することができる。図 4 にカーボン・オフセットの類型を表示する。

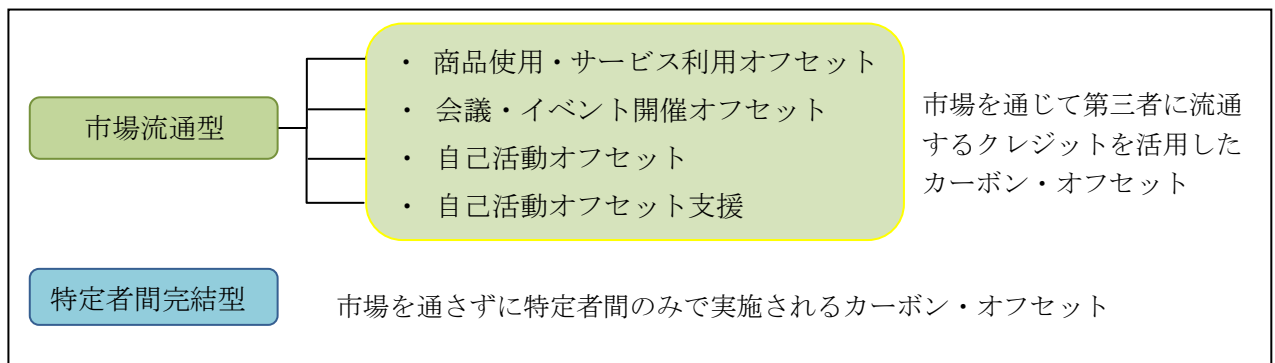


図 4 カーボン・オフセットの類型

➤ 市場流通型：市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット

● 商品使用・サービス利用オフセット

商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量の全部又は一部について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの。

- (例)
- ・食品や家電製品の製造・輸送工程から排出される CO<sub>2</sub> をクレジットでオフセットする
  - ・旅行に伴う移動から排出される CO<sub>2</sub> をクレジット購入しオフセットする

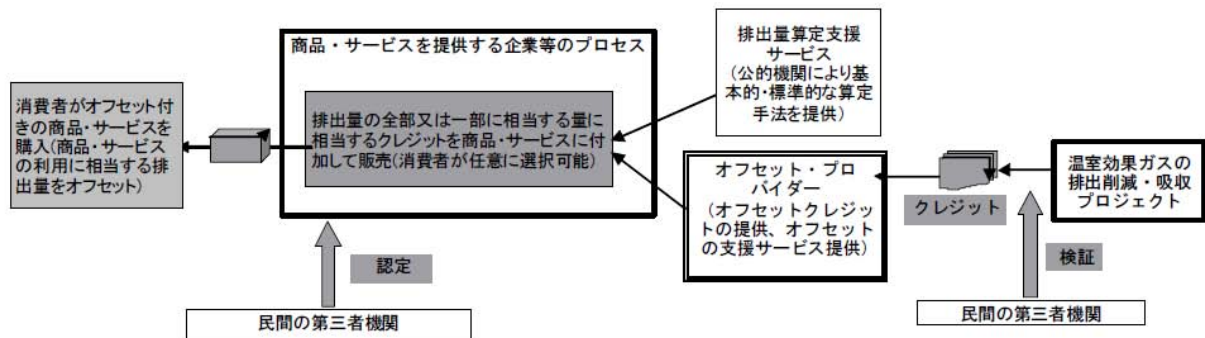


図5 商品使用・サービス利用オフセットの一例

● 会議・イベント開催オフセット

国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

- (例)
- ・コンサート会場での電気使用や参加者の移動に伴う温室効果ガス排出量等をオフセットする
  - ・国際会議において参加者の移動や宿泊、会議場の電力使用から排出される温室効果ガスの排出量をオフセットする

● 自己活動オフセット

自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

- (例)
- ・企業活動から排出される温室効果ガス排出全てをオフセットする
  - ・家庭における電気・ガスの使用等に伴う温室効果ガス排出量をオフセットする

- 自己活動オフセット支援<sup>3</sup>

クレジット付き商品・サービスであっても、当該商品・サービス等とは直接関係のない、(当該商品・サービスの購入者である) 消費者の日常生活などに伴う排出量をオフセットすることを目的としているもの。

(例) ・飲料やお菓子にクレジット 1kg を付けて販売し、購入者の日常生活からの排出量のオフセットを支援する

➤ 特定者間完結型オフセット：市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット。企業活動とは別の場所で排出削減活動を行ったり、植林や間伐を行うことで、温室効果ガス排出の埋め合わせを行うもの。

## 2-2 カーボン・オフセットの取組状況及び市場動向

### カーボン・オフセットの事例件数の推移

我が国において、カーボン・オフセットの仕組みを利用したと思われる取組は、報道発表されたものだけでも累積で平成 21 年 12 月末現在約 750 件把握されている<sup>4</sup>。

市場流通型の商品使用・サービス利用オフセットの事例数が最も多く、約半分を占めている。続いて特定者間完結型、市場流通型の会議・イベント開催オフセット、自己活動オフセットと続いている。

<sup>3</sup> 「市場流通型：自己活動オフセット支援」は、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver.1.0) 」(平成 21 年 3 月発表・環境省) に基づいて追加された分類名称。

<sup>4</sup> 特定の情報源からによる報道発表を基にした調査結果であるため、このほかにも把握できていない事例はあると考えられる。販売予定のものや既に販売を終えたものも含まれている。また、必ずしも「カーボン・オフセット」の名称を用いてはいないものの、他の場所における排出削減・吸収量を用いた埋め合わせを行っているものも含まれている。

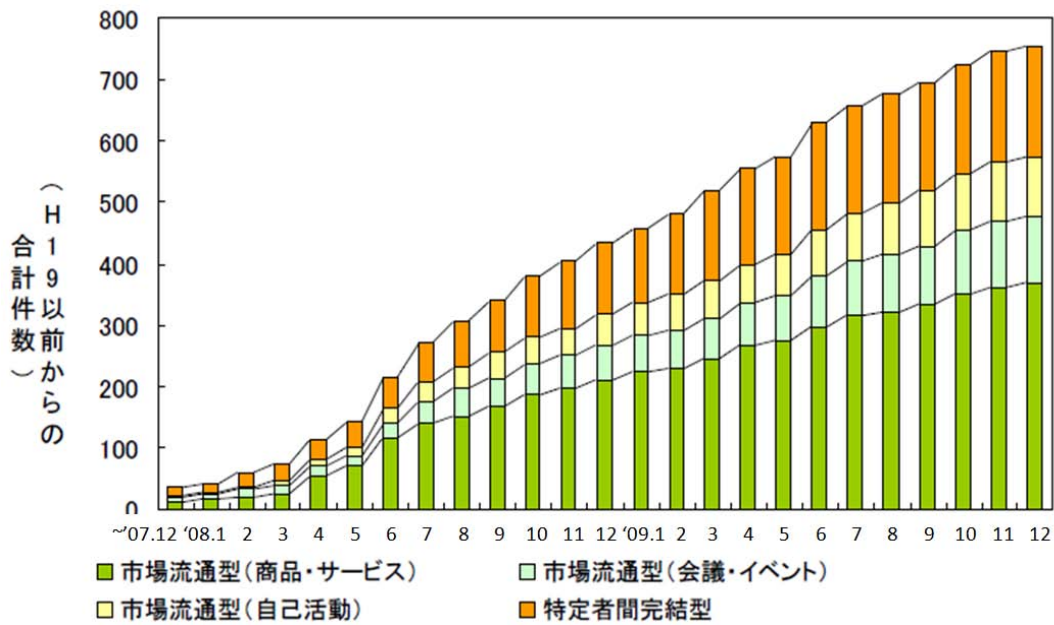


図 6 国内におけるカーボン・オフセットのタイプ別取組件数の推移

#### カーボン・オフセットの業種別事例内訳

平成 21 年 12 月末時点での、市場流通型：商品使用・サービス利用オフセットにおける販売事業者<sup>5</sup>の内訳を見ると、製造業が最も多く全体の 3 割近くを占めており、次いでサービス業と卸売・小売業となっている。

近年では、ある特定の業種でのカーボン・オフセットの取組事例が多く見られる。特に旅行、自動車リース、インターネットデータセンター、ユニフォーム製造販売といった業界では、多くの事例が行われている。また、自治体によるカーボン・オフセットの取り組みも増加してきている。

<sup>5</sup> 統計局 日本標準産業分類に基づく。

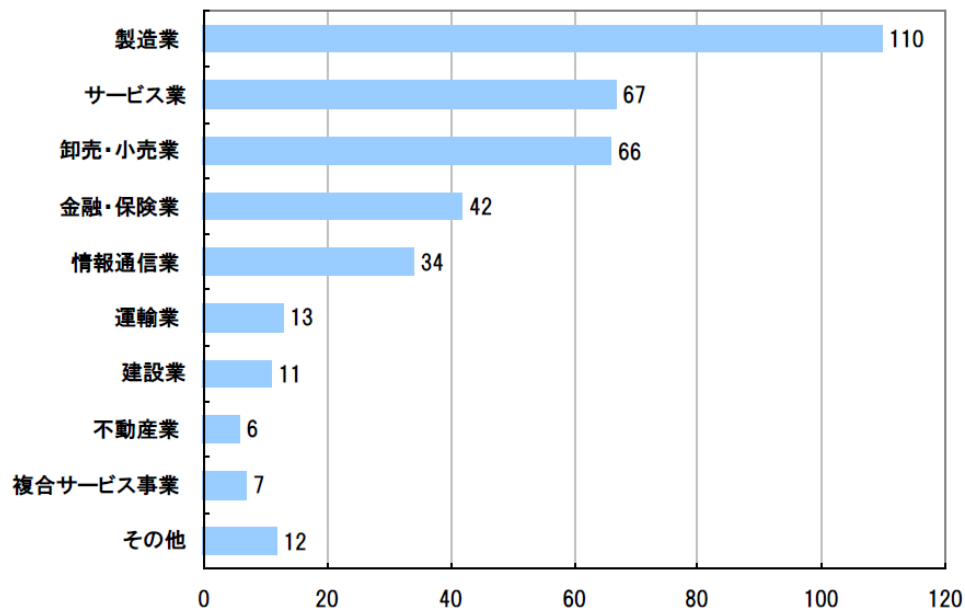


図 7 市場流通型：商品使用・サービス利用オフセットにおける販売事業者の業種別内訳

#### 使用されるクレジットの割合

平成 21 年 12 月末時点での、市場流通型：商品使用・サービス利用オフセットにおける埋め合わせに用いられた排出削減・吸収量の種類の内訳を見ると、京都メカニズムによるクリーン開発メカニズム（CDM）を通じて開発途上国における排出削減・吸収プロジェクトから生成されるクレジット（CER）が 82%、グリーン電力証書が 12%、その他の VER が 6% になっている。平成 20 年度は、CER の割合が約 9 割であったものの、平成 21 年度後半にはオフセット・クレジット（J-VER）等国内産のクレジットが使用される事例が徐々に増加している。

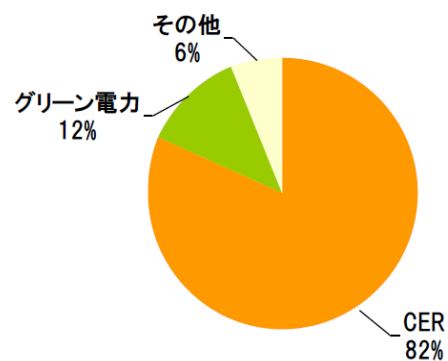


図 8 市場流通型(商品使用・サービス利用オフセット)に用いられるクレジット

## 2-3 カーボン・オフセットの位置づけ

カーボン・オフセットは、年間 300 件を超える国内事例が報告されており、関連市場は急速に拡大している。カーボン・オフセットの取組は、あらゆる主体が地球温暖化対策に取り組むための、そして国内外の温室効果ガス排出削減・吸収活動の資金調達に貢献するための有力な手段として期待されている。また、「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年 6 月）、「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月）、「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月）等にも位置づけられ、重要な温室効果ガス削減の取組の一つとして推進されているところである。

平成 22 年 1 月には、「チャレンジ 25」<sup>6</sup>の取組を推進するため「チャレンジ 25 キャンペーン」がスタートした。このキャンペーンは、CO<sub>2</sub> 削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民の皆様によびかける国民運動である。チャレンジ 25 キャンペーンでは、オフィスや家庭などにおいて実践できる CO<sub>2</sub> 削減に向けた具体的な行動を「6 つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民呼び掛けているが、その一つとして「CO<sub>2</sub> 削減につながる取組を応援しよう」という項目があり、カーボン・オフセット商品の選択が推奨されている。

平成 22 年 2 月に改定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に「カーボン・オフセット認証ラベル等を参考とし、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること」との内容が盛り込まれた。

## 2-4 カーボン・オフセット関連ガイドライン類の整備状況

### 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)

環境省では、平成 19 年 9 月から平成 20 年 1 月にかけて「カーボン・オフセットのあり方に関する検討会」（以降、検討会）を計 5 回開催し、カーボン・オフセットについての具体的な検討が行われた。

<sup>6</sup> 詳細については P.2 参照

当時、グレンイーグルスサミット（2005年）やトリノオリンピック（2006年）といった国際的なイベントで「カーボン・オフセット」が行われたことで注目を集めていた。欧州や米国等では、カーボン・オフセットを組み込んだ商品やサービスの普及が進む中、我が国においても「カーボン・オフセット年賀」が発売されるなどの取組が始まっており、地球温暖化対策の重要性を社会にアピールし、事業者、国民など幅広い主体による自主的なCO<sub>2</sub>の排出削減の取組を促進する手法として期待されていた。一方、オフセットをすれば排出削減努力をしないことが許容されるという誤った考え方が流布する懸念や、イギリスにおいて、オフセットするための削減活動が実質的なCO<sub>2</sub>削減に結びついていない事例が指摘されていた。この検討会は、このような背景を受けて、同じ轍を踏むことのないよう、課題を事前に把握したうえで、よりよい取組を推進するために、我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について検討するものであった。

2008年2月に環境省から「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下、環境省指針）が発表された。環境省指針は、カーボン・オフセットを取り巻く課題への対応および適切かつ最低限の規範の提示、カーボン・オフセットへの信頼性構築を目的として作成され、その後整備された各種制度の基本をなすものとなっている。

---

## カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン

カーボン・オフセットフォーラムでは、カーボン・オフセットに関する信頼性を構築するために、温室効果ガス排出量の算定方法に一定かつ統一された考え方を示すために「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」（以下、算定方法ガイドライン）を発行している。（平成20年10月発行）

算定方法ガイドラインでは、カーボン・オフセットの対象となる排出量を算定する際の基本的な考え方を提示するとともに、航空機、旅客鉄道、自動車、パソコンやコピー機等のオフィス機器、家庭の日常生活における排出量の具体的な算定方法、利用可能な統計データや標準値を提示している。

---

## カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」（以下、「情報提供ガイドライン」）は、企業等がカーボン・オフセットの取組を行う際に留意すべき点や明示すべき情



報等について、類型別（商品使用・サービス利用オフセット、会議・イベント開催オフセット、自己活動オフセット）に整理している。情報提供ガイドラインは、カーボン・オフセットの透明性の確保と信頼性の構築、カーボン・オフセットの取組に関する適切な理解の促進を通じたカーボン・オフセットの更なる推進を図ることを目的としている。

---

### カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準

平成 21 年 3 月、環境省は、環境省指針に則って適切に実施されたカーボン・オフセットの取組であることを第三者機関が確認し認証するために、カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(以下、第三者認証基準)を策定した。

第三者認証基準では、環境省指針や情報提供ガイドラインへの準拠性やクレジットの適切な取扱い等を内容としており、①排出量の認識、②削減努力の実施、③オフセットに用いるクレジットの調達等、④排出量の埋め合わせ、⑤情報提供の 5 項目を認証要件として定めており、それぞれについて満たすべき事項が規定されている。

---

### その他のガイドライン類

交通エコロジー・モビリティ財団では、「交通カーボンオフセット研究会」を設置し、交通・観光事業者がカーボン・オフセットを導入する際の課題点（オフセット対象範囲の設定方法、排出量算定方法、オフセット料金の設定、料金徴収方法等）について検討し、平成 21 年 7 月「交通・観光カーボンオフセットガイドライン」を策定した<sup>vi</sup>。本ガイドラインでは、交通・観光事業者がカーボン・オフセットを導入するに当たり、必要な事項について業種別に考え方を提示している。

また、カーボン・オフセット推進ネットワーク（CO-Net）では、「カーボン・オフセットとイベントに関するタスクフォース」を立ち上げ、民間企業や地方自治体の実務レベルの担当者により、イベントに関するカーボン・オフセットの情報共有と課題の検討等が行われた。その成果物として、平成 21 年 11 月に、「カーボン・オフセットイベント事例集」、「カーボン・オフセットイベントの手引き」を発行した<sup>vii</sup>。「カーボン・オフセットイベントの手引き」は、実務担当者がイベントとオフセットの取組方法の理解を助けることを目的とし、実務的な観点から作成されている。本手引は、カーボン・オフセット

イベントの計画・運営に関する具体的な作業の手順を時系列にならべた「7つのステップ」から構成されている。

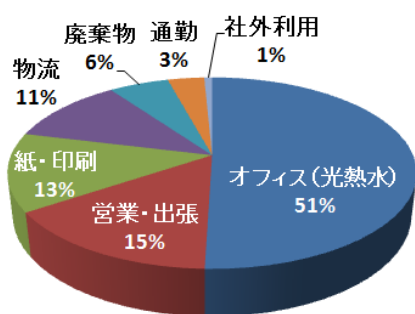
### カーボン・オフセットコラム(日本興亜損保の取組)

地球温暖化の進行により極端な異常気象が増加する傾向にあると指摘されており、気候変動への対応は保険会社においてとても重要な課題です。日本興亜損保では2008年7月に「カーボンニュートラル宣言」を発表し、2012年度までに自助努力によりCO2排出量を20%以上削減し、削減困難な部分は排出権の購入などで埋め合わせ（オフセット）、実質的な排出量“ゼロ”をめざしています。また、カーボンオフセットの仕組みを本業である保険商品や事故対応に組み込み、お客様と一緒に持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

#### ■ニュートラル化の対象範囲は事業活動全般、コスト削減効果も拡大

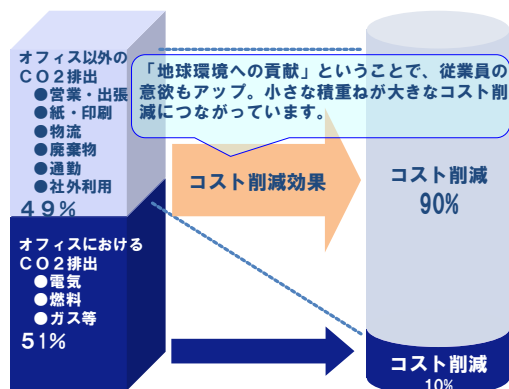
カーボンオフセットのガイドラインには、バウンダリ（対象とする活動範囲）は「排出に係る自らの責任も考慮した上で、できるだけ広く取ることが望ましい」と記載されています。日本興亜損保では、企業として責任を負うべき排出活動は何かということを考え、電力、ガスなどオフィスにおける排出だけでなく、営業・出張や紙・印刷、物流、通勤、転勤、株主総会など事業活動全般を対象にすることにしました。

なお、日本興亜損保では、CO2削減とコスト削減を連動させて取り組んでいます。地球環境への貢献（＝CO2削減）ということで、従業員の意欲も高まり順調に成果が上がっています。コスト削減の面でも大きな効果が表れてきておりますが、バウンダリを拡大したことで、弊社の試算によれば下図のとおりコスト削減効果も大いに期待されています。



(2008年度 CO2 排出量 46,527 t)

\*CO2 排出量は、環境省にご協力いただいて策定した「CO2 排出量算定にかかる日本興亜基準」を用いて算出。



## ■自動車保険で2つのカーボンオフセットを実施

保険契約時に、安心ガイド（約款）を紙で発行せず弊社のホームページでご確認いただく「Eco-Net 約款」などをお客様にご選択いただいた場合、弊社が1件につき50円を負担して、国連認証の自然エネルギー開発に資金を提供していただきます。



また、車両保険事故の修理の際に樹脂バンパーを交換ではなく補修していただいた場合、あるいは交換部品についてエコパーツ（リサイクル部品）を活用いただいた場合も、同様にカーボンオフセットを実施しています。2009年9月時点で合わせて18万件超に達しており、既に温室効果ガス約2,400tの排出権を購入し、日本政府へ譲渡しています。

日本興亜損害保険株式会社 （CSR 部長 伊東正仁）

### 3-1 オフセット・クレジット（J-VER）制度

#### オフセット・クレジット（J-VER）制度とは

これまでのカーボン・オフセットの事例では、主に途上国で実施された温室効果ガス排出削減・吸収活動から生じた排出削減・吸収量を京都議定書の枠組みの下で認めた京都メカニズムクレジット（特にCER）を用いるのが一般的であったが、近年、カーボン・オフセットの取組を行う消費者や事業者等からは、カーボン・オフセットをより身近に感じることができるよう、国内の温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いたいというニーズが高まっていた。

環境省では、このようなニーズを踏まえつつ、国内の温室効果ガス排出削減・吸収活動から生じる排出削減・吸収量をカーボン・オフセット等に用いる信頼性の高いクレジット（J-VER）として認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」（以下、「J-VER制度」）を平成20年11月にスタートさせた。

J-VER制度は、国内の温室効果ガス排出削減・吸収活動に資金面で貢献するための仕組みであり、これまでカーボン・オフセットの取組によって海外に投資されていた資金が国内で還流することとなるため、グリーン・ニューディールの一環として、地域経済の活性化、国内の雇用確保といった効果も期待されている。

J-VER制度による排出削減・吸収量の認証は、環境省が設置するオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会（以下、「J-VER認証運営委員会」）によって登録および認証が行われ、気候変動対策認証センター<sup>7</sup>が制度運営の事務局を務めている。

---

<sup>7</sup> 気候変動対策認証センターについては、<http://www.4cj.org/>を参照

J-VER 制度によるクレジットの発行は、市場が健全に機能し、継続的な温室効果ガスの排出削減・吸収活動の前提条件となる市場における信頼性を確保するため、ISO14064-2,3 および ISO14065 に準拠する制度文書に基づいて実施されている。

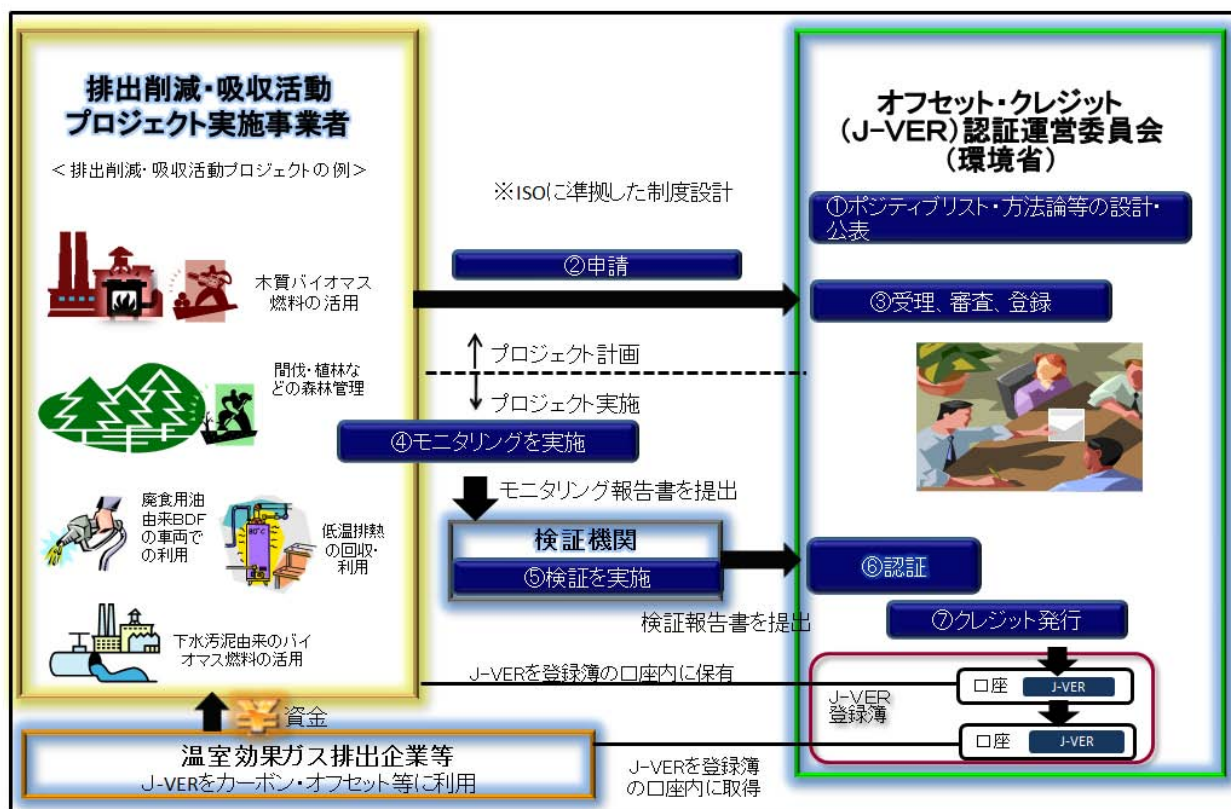


図9 オフセット・クレジット (J-VER) 制度における申請から発行までの手続き

### オフセット・クレジット (J-VER) 制度における対象プロジェクト

J-VER 制度では、J-VER 認証運営委員会が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて、本制度にて積極的に促進支援すべき温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの種類を予め特定し、ポジティブリスト及び適格性基準として公表している。これにより、個々のプロジェクト代表事業者等による追加性立証を代替している。プロジェクト実施事業者は、自らが実施しようとするプロジェクトがポジティブリストに掲載され、適格性基準を満たしていることを確認することで、プロジェクトの申請を行うことができる。平成 22 年 3 月 25 日現在、排出削減系プロジェクト 6 件、森林吸収系プロジェクト 3 件が掲載されている。以下の表 1、2 にポジティブリストを示す。

表1 オフセット・クレジット（J-VER）排出削減系ポジティブリスト一覧（平成22年3月現在）

初掲載日	ポジティブリスト ( ) は方法論	プロジェクト種類
2008/11/14	E001(JEAM001)	化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替
2009/09/09	E002(JEAM002)	化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替
2009/09/09	E003(JEAM003)	木質ペレットストーブの使用
2009/09/09	E004(JEAM004)	廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両等における利用
2009/11/10	E005(JEAM005)	下水汚泥由来バイオマス固形燃料による化石燃料代替
2009/11/10	E006(JEAM006)	低温排熱回収・利用

表2 オフセット・クレジット（J-VER）森林吸収系ポジティブリスト一覧（平成22年3月現在）

初掲載日	ポジティブリスト ( ) は方法論	プロジェクト種類
2009/03/10	R001(JRAM001)	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
2009/03/10	R002(JRAM002)	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)
2009/03/10	R003(JRAM003)	植林活動によるCO2吸収量の増大

「J-VER を使用したオフセット商品等の展開の社会的なインパクト」

弊社は、エコロジー（環境価値）を、エコノミー（経済価値）化できる環境戦略ツールとして、国内では初めてのケースとなる『J-VER を使用したオフセット付きユニフォーム等』の販売を展開してきた。

販売実績（※業種）としては、FIS ワールドカップ事務局、ホテル、銀行、中学校・高校・介護施設、市役所、JA、観光協会、食品工場、デジタルデバイス工場他多岐に渡る。

CER、国内クレジット、J-VER 等と様々なオフセット・クレジットが存在する中で、顧客が J-VER を使用したオフセット商品を選択する多くの理由としては、J-VER 制度の有する『物語性』が、国家間、企業間の関係性の強い CO2 削減スキームである CER、国内クレジットとの差別的価値を際立たせている点にある。

具体的には、『ユニフォーム等を着る（※購入）だけで、日本の森の再生を可能化し、CO2 の削減にも貢献できる』という環境活動参加スキームの簡便さと先進性、そして『人間と森』という不可分且つ人間の生命維持に必須であるサステナブルな『森』との関係性に、オフセット商品の購買行動が直結できることに、顧客は「共感」するのである。

そしてこのオフセット商品の購買行動は、あたかもエコカーのアイコン（象徴）である『プリウス』の購買同様、『森に優しい新たな環境活動（行動）』の象徴として J-VER 制度の価値を理解している経営者や生活者が、オフセット商品の購入を決定しているのである。

J-VER スキームは、『環境消費という購買行動』の対象エリア（=J-VER が発行される森の在る地域）の CO2 削減活動と効果が『見える化』される点において、ソーシャルビジネス的なスタンスで企業（ビジネス）が介在することにより、その地域の環境及び経済価値が高まることにも特徴がある。

こうした観点から、将来的には J-VER が発行される森の在る地域の歴史や文化、伝統、産業の在り方に共感する企業の CSR 活動としての環境投資や生活者の環境行動が促進され、J-VER を使用したオフセット商品の購入により、地域が再生し『地域ブランディング』が創発されるという社会的なインパクトが醸成される可能性は大である。

福島ミドリ安全株式会社

G. W. (グローバルウォーミング)対策室  
代表取締役社長 白石昇央

オフセット・クレジット（J-VER）制度プロジェクト登録状況

平成 22 年 3 月 25 日現在、J-VER 制度に登録されているプロジェクトは、20 件となっている。登録プロジェクトの内訳を見てみると、排出削減系プロジェクトが 9 件、森林吸収系プロジェクトが 11 件となっている。表 3 に平成 22 年 3 月 25 日現在登録されているプロジェクトを示す。

表 3 オフセット・クレジット（J-VER）制度登録プロジェクト一覧（平成 22 年 3 月現在）

登録日	プロジェクト名	方法論		クレジット 発行見込 [tCO2/年]	プロジ ェクト 登録番号
H22/02/05	松阪森林吸収プロジェクト	R001	JRAM-001	159	0019
H22/02/05	高知県仁淀川町池川木材工業有限会社 における間伐材由来木質バイオマス残 渣の熱利用事業	E001	JEAM-001	620	0018
H21/12/03	足寄町森林バイオマスエネルギー活用 事業	E002	JEAM-002	225	0017
H21/12/03	森の町内会(間伐サポーター企業群と岩 手県岩泉町・葛巻町の連携による間伐促 進プロジェクト)	R001	JRAM-001	393	0016
H21/12/03	梶原町木質バイオマス地域資源循環事 業	E002	JEAM-002	275	0015
H21/12/03	長野県木質ペレットストーブの使用に よる J-VER プロジェクト	E003	JEAM-003	99	0014
H21/12/03	紋別市有林間伐促進型森づくり事業	R001	JRAM-001	1,125	0013
H21/12/03	熊本県小国町間伐推進プロジェクト	R001	JRAM-001	504	0012
H21/12/03	諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェク ト	R001	JRAM-001	679	0011
H21/12/03	東河内株山共有林森林計画プロジェク ト	R001	JRAM-001	132	0010
H21/12/03	鳥取県県有林 J-VER プロジェクト	R001	JRAM-001	556	0009
H21/12/03	滝上町ホテル溪谷木質バイオマス活用 プロジェクト	E001	JRAM-001	236	0008



H21/11/10	五味温泉等森林バイオマスエネルギー活動事業	E001	JRAM-001	248	0007
H21/11/10	尾瀬戸倉山林の間伐材を利用した温室効果ガス削減プロジェクト	E001	JRAM-001	85	0006
H21/11/10	徳島県那賀郡那賀町における森林吸収源事業	0002-1	JAM-0002-1	938	0005
H21/07/01	高知県森林吸収量取引プロジェクト	0002-1	JAM-0002-1	1,019	0004
H21/07/01	住友林業株式会社社有林管理プロジェクト I (宮崎事業区山瀬地区)	0002-2	JAM-0002-2	1,795	0003
H21/07/01	北海道4町連携による間伐促進型森林づくり事業	0002-1	JAM-0002-1	7,625	0002
H20/12/19	高知県木質資源エネルギー活用事業 B	0001	JAM-0001	2,692	0001
H20/12/19	高知県木質資源エネルギー活用事業 A (国内排出削減プロジェクトからのVER認証・管理試行事業)	0001	JAM-0001	1,076	0000

## オフセット・クレジット（J-VER）認証・発行状況

平成 22 年 3 月 25 日現在、6 件のプロジェクトからの二酸化炭素削減・吸収量がオフセット・クレジット（J-VER）として認証され、そのうち 5 件のプロジェクトから 10,480t-CO<sub>2</sub> のクレジットが発行されている。表 4 にオフセット・クレジット（J-VER）の認証・発行状況を示す。

平成 21 年のオフセット・クレジット（J-VER）発行量は、木質バイオマスの活用プロジェクト 2 件から 1,938t-CO<sub>2</sub> であったが、平成 22 年に入り新たに 4 件が認証・発行された。これにより、平成 22 年 1～3 月の 3 ヶ月間で前年の 4 倍クレジットが発行されている。これにより、新たに森林吸収系のオフセット・クレジット（J-VER）が市場に流通し始めている。今後もオフセット・クレジット（J-VER）の認証・発行増加が見込まれており、オフセット・クレジット（J-VER）を活用したカーボン・オフセット商品やサービスの展開に新たな選択肢が与えられることとなる。

表 4 オフセット・クレジット（J-VER）認証・発行状況一覧（平成 22 年 3 月現在）

状況	状況更新日	クレジット ト 認証番号	プロジェクト名	モニタリング 期間	クレジット量
認証済	H22/03/08	0014001	長野県木質ペレットストーブの使用による J-VER プロジェクト	H20/04-H21/12	217t-CO2
発行済	H22/02/23	0002001	北海道 4 町連携による間伐促進型 森林づくり事業	H20/04-H22/01	5,349t-CO2 (内、バッファ 分 160t-CO2)
発行済	H22/02/12	0001002	高知県木質資源エネルギー活用事 業 B	H20/10-H21/03	893t-CO2
発行済	H22/02/08	0003001	住友林業株式会社社有林管理プロ ジェクト I (宮崎事業区山瀬地区)	H20/04-H21/03	2,083t-CO2 (内、バッファ 分 62t-CO2)
発行済	H21/06/24	0001001	高知県木質資源エネルギー活用事 業 B	H20/04-H20/09	1,039t-CO2
発行済	H21/03/30	0000000	高知県木質資源エネルギー活用事 業 A(国内排出削減プロジェクトか らの V E R 認証・管理試行事業)	H19/10-H20/03	899t-CO2

#### オフセット・クレジット（J-VER）申請状況

平成 22 年 3 月 15 日現在、J-VER 制度へ 34 件のプロジェクトが申請されている（既に登録されている 20 案件を含む）。プロジェクト申請の内訳を見てみると、化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替プロジェクトが 7 件、化石燃料から木質ペレットへのボイラー燃料代替プロジェクトが 3 件、木質ペレットストーブの使用プロジェクトが 2 件、廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車両等における利用プロジェクトが 2 件、森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)が 14 件、森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)が 6 件となっている。間伐促進型プロジェクトが全体の 4 割以上を占めており、自治体や林業関係者の関心の高さが窺える。

J-VER 制度においては、本制度の全国的な普及を目的として、「都道府県 J-VER プログラム認証」に関する規定を置いている。都道府県 J-VER プログラム認証とは、都道府県が温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度（以下「都道府県プログラム」）について、J-VER 制度に整合していると認められるものを「都道府県 J-VER プログラム」として J-VER 認証運営委員会が認証するものである。基本的には、都道府県が、J-VER 制度の運営事務局である気候変動対策認証センターに申請し、J-VER 認証運営委員会で制度の整合性を審査する。審査の結果プログラムが整合していると認められる場合、プログラム認証され、「都道府県 J-VER プログラム」として J-VER 制度におけるプログラム認証リストに掲載される。

都道府県 J-VER プログラムより発行されるクレジットは、J-VER 認証運営委員会により認証・発行される J-VER と同列に J-VER 登録簿に発行される。都道府県 J-VER は、J-VER 認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するものであることを、クレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外の保有・移転・無効化等 J-VER 登録簿上の取扱いについては、J-VER と同様となっている。都道府県 J-VER プログラム認証の効果は、認証された日から 1 年間となっている(更新可)。平成 22 年 3 月現在、新潟県オフセット・クレジット制度、高知県オフセット・クレジット制度が都道府県 J-VER プログラムとして認証されている。

## オフセット・クレジット(J-VER)制度普及のための取り組み

環境省では、平成 20 年度より、J-VER 制度を活用して市場ニーズの高いオフセット・クレジット (J-VER) を創出するプロジェクトのアイデアをモデル事業として募集し、対象プロジェクト拡大を図っている。平成 21 年度も「オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業」として募集し、応募のあった 17 件から 5 件を採択している。採択の基準は、国の温暖化対策への整合性、追加性、算定・モニタリング可能性、プロジェクト展開の可能性、排出削減ポテンシャル、実現可能性などである。表 5 に採択された案件を示す。

環境省・林野庁は、J-VER 制度の普及啓発とプロジェクト案件の創出を目的に、平成 21 年 6 月にオフセット・クレジット(J-VER)全国説明会を開催した(全国 11 会場)。また、11 月には第 2 回全国説明会(全国 8 会場)を開催した。第 2 回全国説明会では、実際に申請を検討している事業者対象に申請書書き方講座を行った。

また、環境省では、プロジェクト申請・実施事業者の負担軽減のために、①申請書作成支援、②モニタリング報告書の作成、検証受検支援を行っている。審査の結果、申請書作成支援 14 事業者、モニタリング報告書の作成、検証受検支援 15 事業者が採択されている。

J-VER 制度は、ISO 規格(ISO14064-2、ISO14064-3)に準拠した制度設計になっており、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、原則として、ISO140645 で認証された検証機関が実施することとされている。このような背景を踏まえて、平成 22 年 3 月より、平成 21 年度第 1 次補正予算を活用して、J-VER の認証・発行のプロセスである妥当性確認（バリデーション）及び第三者検証を行う人材を育成するための講習会を開催している。本講習会では、J-VER 制度及び ISO 規格に関する基礎知識、妥当性確認や第三者検証に関する専門的知識の習得を目的としている。

表 5 平成 21 年度オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業

プロジェクトタイトル	事業者	事業概要
寒冷地におけるヒートポンプ・外気導入システムの利用	日本ユニシス(株)	データセンターにおいて、フリークーリング（ヒートポンプ）及び外気導入システムの活用により電力使用由来の温室効果ガスを削減
電子決済サービスを利用したレシートの発行量削減	ビジネスオンライン(株)	環境家計簿を用いたレシートの電子化により、レシート製造に関する温室効果ガスの排出を抑制
集中監視システム導入によるLPガスボンベの配送効率化	NTT テレコン(株)	LP ガスのボンベ配送に集中監視システムを利用して検針及び残量監視を遠隔で行い、ボンベの配送タイミングを最適化することで、配送車両等の由来の GHG 排出量を削減
高効率照明器具と反射板等の導入	大和ハウス工業(株)	蛍光灯器具への高効率反射板と高効率照明器具の導入により、業務ビルの消費電力を削減
リネンサプライ工場における高効率アイロン装置の導入	住商アイナックス(株)	高効率アイロン装置の導入により、リネンサプライ工場における蒸気消費量を削減

### カーボン・オフセット認証制度とは

カーボン・オフセットの取組を広め、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員の自発的な取組を促進するためには、カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築していく必要がある。環境省では、環境省指針や各種ガイドラインに則した第三者認証基準を設け、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及および社会全体での排出削減の進展を推進している。

カーボン・オフセット認証制度（以下、オフセット認証制度）は、環境省認証基準に基づき個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証、及びオフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公開するあんしんプロバイダー制度から構成され、気候変動対策認証センターにより実施されている。オフセット認証制度では、適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」図 10）の使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としている<sup>viii</sup>。図 11 にオフセット認証制度の仕組みを示す。

カーボン・オフセットの取組について認証を受けようとする事業者等は、事務局である気候変動対策認証センターに対して申請を行い、同センターにおける予備審査とカーボン・オフセット認証委員会による本審査を受ける。また、制度全体の運営についてはカーボン・オフセット認証制度運営委員会が、認証を受けた事業者等によるカーボン・オフセットラベルの利用状況の確認や制度全体の監理、苦情受付等についてはカーボン・オフセット認証制度監督委員会がそれぞれ担当し、制度の信頼性・中立性を高めている。これらの3つの委員会には、環境省も参加し、認証制度の適切な運営に関与している。以下、図 12 にオフセット認証制度における各委員会の役割を示す。



図 10 カーボン・オフセット認証ラベル

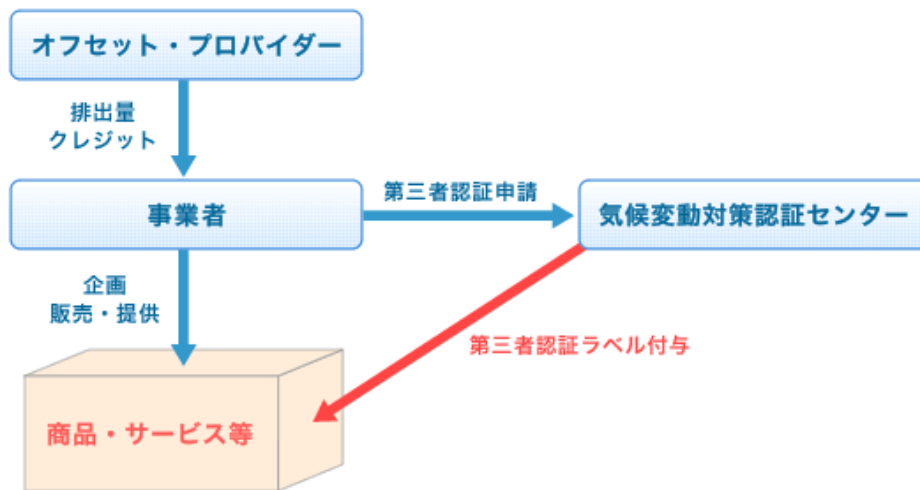


図 11 カーボン・オフセット認証制度の仕組み

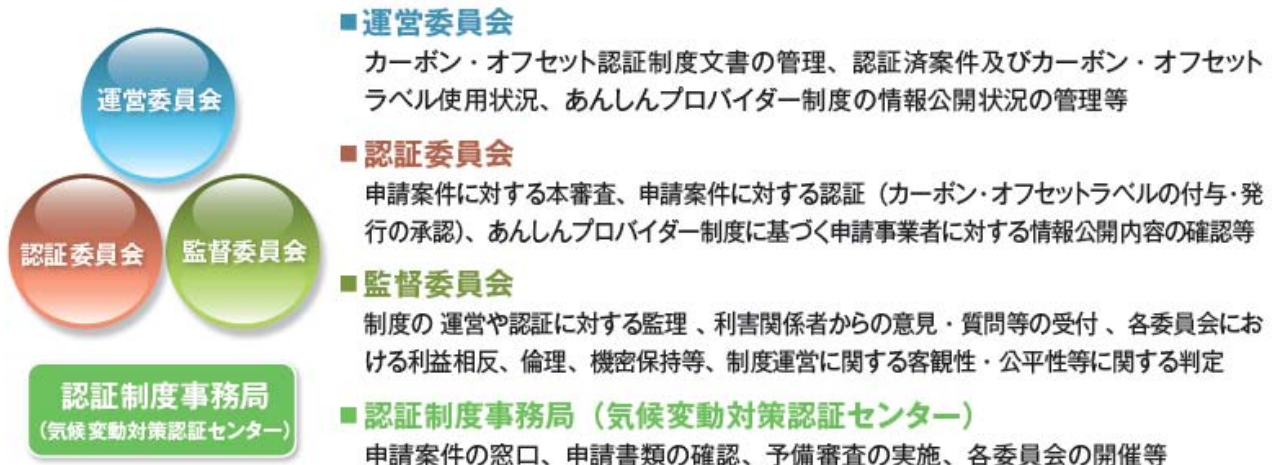


図 12 カーボン・オフセット認証制度における役割

## カーボン・オフセット認証取得状況

平成 21 年 4 月から開始されたオフセット認証制度では、同年 7 月に第 1 号案件が認証され、平成 22 年 3 月 1 日現在、31 件（試行事業 1 件を含む）の案件が認証を取得している。認証区分としては、商品・サービスが 21 件、会議・イベントが 3 件、自己活動が 2 件、自己活動オフセット支援が 5 件となっている。商品・サービスが全体の約 3 分の 2 を占め、多くなっているが、その内一般消費者を対象とするものが 11 件、企業向けのものが 10 件とほぼ同じ割合となっている。

カーボン・オフセットの取組の信頼性を確保するためには、オフセットに用いるクレジットを適切に調達および無効化する必要がある。カーボン・オフセットに用いるクレジットの調達・無効化およびコンサルティングをはじめとするサービス代行を行うオフセット・プロバイダーの役割は重要である。カーボン・オフセットの商品・サービスを享受する消費者やカーボン・オフセットの取組を始めようとする事業者にとっては、オフセット・プロバイダーが適切にクレジットを扱っているかどうかは気になるところである。

このため、気候変動対策認証センターでは、オフセット・プロバイダーのクレジットの取り扱い方を中立的な第三者として確認し、確認結果を公表する「あんしんプロバイダー制度」を立ち上げた（平成20年11月受付開始）。あんしんプロバイダー制度とは、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱方法等を、第三者機関である気候変動対策認証センターが定期的に確認した上で、ウェブサイトにおいて公表することによって、事業者・消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにすることを目的とした取組である<sup>ix</sup>。この制度に参加するオフセット・プロバイダーは、気候変動対策認証センターという第三者機関を利用して、透明性を確保するための取組を行っていることを表明できる。

オフセット認証制度における申請手続きにおいて、事業者・消費者等があんしんプロバイダー制度参加者をオフセット・プロバイダーとして利用する場合は、（排出量クレジットの取扱方法等の確認作業を定期的に行っているため）申請手続きにおける期間が短縮されると同時に一定額の手数料優遇を受けることができる。

あんしんプロバイダー制度に参加して

三菱 UFJ リース(株) 市場開発部オフセットサービス室長 牧野佐和子

当社はオフセット・プロバイダー事業を開始するに当たり、「信頼性の高い・確実なカーボン・オフセット」という事業コンセプトを打ち出しておりましたので、「あんしんプロバイダー」制度には、まさに、渡りに船！という思いで、創設当初より参加させていただいています。

2009年4月には「カーボン・オフセット第三者認証制度」が発足しましたが、ある企業から当社に「是非、最初の認証を取得したい」との相談があり、当社のサービスをご利用いただき、第一回の認証取得を目指すことになりました。この企業は既に自社で排出権を購入、償却しておられましたが、初めての認証申請であり、確実に認証を得るために「あんしんプロバイダー制度参加者」である当社に相談した、との事でした。勿論、当社にとっても初めてのことであり、かつ、かなりタイトなスケジュールでしたので、当時は気候変動対策認証センターからの「認証」の連絡を、当社のメンバー全員が緊張しつつ、首を長くして待っていたと記憶しています。お陰様で、無事第一回の認証を取得でき、お客様の期待に応えられた事、あんしんプロバイダー制度参加者としての面目を保てた事は、当社にとって大きな自信と経験となりました。

当社はその後さまざまな案件を手がけさせていただく事ができ、現時点では「カーボン・オフセット認証」に関するノウハウは、国内屈指であると自負しております。これはひとえに、いち早く「あんしんプロバイダー制度」に参加した事により、幅広いお客様に、当社のサービスを信頼していただけたことが大きかったと、感じております。

認証制度が発足し1年が経過しようとしています。が、「カーボン・オフセットマーク」の認知度は十分とは云えず、今迄のところ認証案件自体も「爆発的な増加」とはなっていません。しかし、一方で、社会全体の環境意識の高まりを反映して、「あんしんプロバイダー制度」のホームページを経由したお問い合わせは徐々に増加しております。また、グリーン購入法に於いて「カーボン・オフセットマーク」が推奨されたこともあり、これからカーボン・オフセット認証を取得されるケースが、本格的に増加していくものと予想しています。

当社は、信頼されるオフセットプロバイダーとして、これまでの実績により蓄積した経験とノウハウを活かし、お客様の環境活動に関するさまざまなニーズにお応えすることで、地球環境保護に貢献していきたいと思っております。



### 3-3 カーボン・オフセットモデル事業

#### カーボン・オフセットモデル事業とは

環境省では、信頼性のあるカーボン・オフセットを普及促進するため、平成 20 年度に引き続き、平成 21 年 6 月、カーボン・オフセットのモデル事業計画を公募した。本事業は、低炭素社会へと転換する上で重要な手段の一つであるカーボン・オフセットの取組を普及・促進するため、カーボン・オフセットの取組に関する事業計画を公募・選定し、他のモデルとなるよう専門家からのアドバイスを踏まえて事業に改善を加えること等により、カーボン・オフセットの取組の普及を図るものである。業務内容や結果については、排出量の算定方法、バウンダリや普及啓発の事例として、各種イベントで紹介したり、公開発表会を開催<sup>8</sup>して市民や事業者情報共有している。

平成 21 年度は 44 件の応募があり、当該分野の専門家からなる審査委員会にて選定を行い、市場流通型オフセットの (1) 商品使用・サービス利用オフセットが 3 件、(2) 自己活動オフセットが 2 件、(3) 自己活動オフセット支援が 2 件、特定者間型オフセットが 1 件、合計 8 件が採択された。本モデル事業では、原則的に、カーボン・オフセット認証ラベルの取得が求められている。表 6 に平成 21 年度採択されたカーボン・オフセットモデル事業を示す。

表 6 平成 21 年度カーボン・オフセットモデル事業計画一覧

事業者名	モデル事業名	概要
インフォコム株式会社 株式会社フジテレビジョン	フジテレビジョン開局 50 周年 “LOVE THE EARTH PROJECT 21” 「LOVE THE EARTH コンピレーション・アルバム」 「LOVE THE EARTH LIVE」カーボン・オフセット	フジテレビ開催の『はちたまミュージックナイトグランプリ』出場のアーティスト達による地球温暖化対策にアピールする楽曲を携えた CD アルバムの製造工程や印刷工程、イベント開催に伴う CO2 排出量をオフセットする。
全日本空輸株式会社	ANA カーボン・オフセットプログラム事業	航空機（国内旅客）の出発空港から到着空港までの移動に伴う CO2 排出量を主に J-VER でオフセットし、全国の空港利用者に PR するとともに、機内誌やイベントを通じた PR を行う。

<sup>8</sup> 平成 22 年 3 月 25 日開催

		飛行機の利用距離に応じて、排出される CO2 をオフセットする。
トッパン・フォームズ株式会社	封筒・はがきのカーボン・オフセット	企業から届く封筒、はがきの原料採掘・製造・印刷仕上げ加工・郵送・廃棄に伴う CO2 排出量を CER でオフセットし、商品自体に第三者認証ラベルを付与する。
ビリングシステム株式会社 株式会社 JTB 関東	先進環境温泉地推進支援事業	温泉地施設の CO2 排出量を CER でオフセットし、カーボン・ニュートラルな温泉街を国内外に PR するもの。伊香保温泉旅館協同組合を対象に事業化を開始し、全国展開の仕組みを構築する。
株式会社文化放送開発センター	文化放送 “高木美保 close to you” 及び STV ラジオ “千ちゃんの幸せラジオドーム” の 2 番組におけるカーボン・オフセット普及啓発キャンペーン	3 ヶ月間放送されるラジオ番組の 1 コーナーを 3 ヶ月間オフセット番組として放送するとともに、放送に伴う CO2 排出量を J-VER でオフセットするもの。
郵便事業株式会社	カーボン・オフセットはがきを活用した個人削減量の見える化と普及啓発活動	カーボンオフセットはがき(年賀はがき)とエコ・アクション・ポイントとの連携による個人削減量の見える化及びカーボン・オフセットの普及啓発活動を行う。
エコ食品健研究会 部会IV 事務局 (株式会社ビジネスブレイン太田昭和)	食品等の消費財メーカーの全国普及キャンペーン	全国のスーパー・空港や高速売店等の複数拠点でオフセット消費財を販売し普及啓発キャンペーンを行うもの
(株)沖データ(OKI データ)、co2balance Group Limited (co2balance)、(株)サティスファクトリーインターナショナル	製品の製造に伴い工場が発生する CO2 をカーボン・オフセットした「Carbon Zero」プリンター/MFP 事業	沖データのプリンターを製造する 3 工場 (海外含む) の CO2 排出量を 100%海外 VER でオフセットするもの。対象プリンターを「CarbonZero 工場で生産されたプリンター」として販売。

ビジネスフォーム印刷会社の第三者認証取得 トッパン・フォームズ株式会社

企業から顧客に届けられる封筒やはがき等の郵便物は、営業員の代わりとなる大事なメッセージであり、企業の顔です。環境に配慮される企業は、その封筒やはがき 1 通 1 通においても、環境に気を配りたいとご要望されます。

カーボン・オフセットは、まさに郵便物に適した環境配慮の仕組みです。しかも印刷会社が第三者認証を取得する事で、信頼性の高いカーボン・オフセットを、発送主である企業は容易にご利用いただけるようになります。

いざ認証取得の取り組みを始めてみると、取りまとめなければならない資料が膨大で大変でした。(もっと大変だったのは認証センターだったと思います。至らぬ資料を隅々まで読み、ご理解いただきありがとうございました。)

慣れない点での苦労はしましたが、認証取得という目標に向かって、カーボン・オフセットに係わる多くの方々とのコミュニケーションの楽しさがありました。

ビジネスフォーム印刷の世界では、カーボン・オフセットというとそれぞれ別の意味になります。伝票の複写をとるために紙の後ろに黒く塗ったものをカーボンと呼びます。また、印刷方式はオフセット印刷\*1です。最初は社内も混乱しましたが、今は大丈夫です。

カーボン・オフセット付き封筒及びはがきの第三者認証をそれぞれ取得し販売を開始したら、大変喜んでいただけたお客さまと、仕組みが複雑で良く分からないとご指摘されるお客様で反応は 2 分しました。まだまだ認知度が低いのです。

しかし、この郵便物のカーボン・オフセットは、受取人一人ひとりに届くことにより周知・普及の効果も期待できます。徐々にでも認知が広がり、生活の一部に環境を大事にする意識が浸透していく事を期待しています。

\*1.オフセット印刷：版に付けたインキを紙に直接転写せず、ゴムブランケットを経由する印刷方式。

記：西川（事業開発本部 第三グループ）

### 3-4 カーボン・オフセットについて諸外国との連携状況

平成 20 年 9 月に環境省は、英国の環境・食料・農村地域省(Defra)<sup>9</sup>との間で、カーボン・オフセットの推進に向けた情報交換の強化を図るための協力宣言文を締結した<sup>10</sup>。カーボン・オフセットを推進すべく、政府が中心となって市場におけるルール作りに先進的に取り組んでいる英国と、カーボン・オフセットに関する情報交換・協力を進めるための方策を今後検討していくこととなった<sup>11</sup>。

この協定を受け、環境省は平成 22 年 3 月 18 日「カーボン・オフセットと排出量取引に関する日英ワークショップ」を開催し、英国エネルギー・気候変動省（DECC）の市場メカニズム担当官や国内の専門家との議論が行われた。ワークショップでは、日英両国の間での一層の情報交流を促進する上で、関連機関同士の経験の共有の必要性や、国や民間事業者同士の交流などの重要性が指摘された。

このほか、環境省は、平成 21 年 9 月 18 日に英国ロンドンで開催された” International Workshop on Best Practice in the Voluntary Carbon Market” に参加し、我が国におけるカーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-VER）制度に関する取組を紹介するとともに、英・米・独・仏・蘭の政府担当省庁やカーボン・オフセットプロバイダーからの報告をもとに経験を共有し、オフセット推進の有効な方法等について議論を行った。

### 3-5 カーボン・オフセットと温暖化対策関連諸施策

カーボン・オフセットは、国・地方自治体・NGO/NPO・民間事業者・市民がとりくむ温暖化対策の有効な手段であり、他の温暖化対策関連施策との連携をもって相乗効果を生むことが期待されている。平成 21 年度における主要な動きとしては、以下のようなものが挙げられる。

---

<sup>9</sup> 現在ではエネルギー・気候変動省（DECC）が担当している

<sup>10</sup> [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/conf\\_trp/04/ref04.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/conf_trp/04/ref04.pdf)

<sup>11</sup> カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)及び気候変動対策認証センターが設置されている社団法人海外環境協力センターは、日英両政府のカーボン・オフセットに関する協力の推進における日本側の協力機関として指定されている

温暖化対策中期目標の25%削減を国民レベルで推進していくため、平成22年1月14日よりスタートした「チャレンジ25キャンペーン」では、「6つのチャレンジ」として国民が取り組むことのできる行動を挙げており、その一つとして「CO2削減につながる取組を応援しよう」と、カーボン・オフセットの取組を推進している。

環境省・経済産業省・総務省により開始された「グリーン家電普及促進事業」（家電エコポイント制度）は、地球温暖化対策、経済の活性化及び地上デジタル対応テレビの普及を図るため、グリーン家電の購入により様々な商品・サービスと交換可能な家電エコポイントが取得できるものである。この制度の一部として、エコポイントと引き換えに交換される商品券等の提供事業者が、その売上金額の一部を環境寄付に充てられることが決められているが、オフセット・クレジット（J-VER）を活用して環境寄付をする事例がみられた。

また、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）は、環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、国等の公的部門における調達を優先的に行うよう定めている。平成21年に同法に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直しでは、環境物品等に関する情報の活用と提供として、カーボン・オフセット認証ラベルが挙げられている。グリーン購入法においてカーボン・オフセットが位置づけられることにより、今後一層カーボン・オフセットの取組が定着していくことが予想される。

## 第4章 地方自治体の取り組み

地球温暖化対策への関心の高まりを受け、地方自治体でもカーボン・オフセットや温室効果ガス削減・吸収量の認証など独自の施策を実施する事例が増加している。第4章では、地方自治体が行っている取組の中からいくつかの事例を紹介する。

### 4-1 地方自治体のカーボン・オフセットに関する取組

#### 大阪版カーボン・オフセット制度\*

J-VER 制度では、事業者が省エネルギー対策を実施してクレジットの発行を受けた場合、自ら買い手を探す必要がある。大阪府は大阪府地球温暖化防止活動推進センター((財)大阪府みどり公社)と連携して、自ら買い手を探すことが困難な中小事業者が J-VER 制度を容易に活用できるよう、売り手(中小事業者)のシーズと買い手(大規模事業者等)のニーズをマッチングする独自の仲介機関を、設置・運営している。

仲介機関は、以下の役割を担っている。

- ▶ クレジットの売り手のシーズ調査
- ▶ クレジットの買い手のニーズ調査
- ▶ 売り手のシーズと買い手のニーズのマッチング
- ▶ クレジットの創出・活用を促進するセミナーの開催
- ▶ ホームページを通じた支援情報の提供

また、大阪府は、平成 21 年 3 月に温暖化防止条例に基づく温暖化対策指針を改定し、条例対象事業者が購入したオフセット・クレジットを排出削減量として算定できるようにし、条例対象事業者による活用を促進している。

「京都エコポイントモデル事業」とは、電力やガスといった家庭のエネルギー消費の中心をなす部門について、CO<sub>2</sub> 排出削減量に応じたエコ・アクション・ポイントを「京都 CO<sub>2</sub> 削減バンク（京都環境動促進協議会）」が発行し、協力店舗などで利用可能とすることにより、家庭でのエネルギー消費・CO<sub>2</sub> 排出量の大きな削減を目指す日本初の仕組み。エコ・アクション・ポイントは、省エネや太陽エネルギー利用設備の設置によって貯まる。エコ・アクション・ポイントの使用による代金割引等の原資は、参加家庭が減らした CO<sub>2</sub> の量を“環境価値(カーボン・クレジット)”として京都企業が購入する代金によって賄われる。

京都環境行動促進協議会は、京都府、京都市、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議、京都商工会議所、京都工業界等の関係 12 団体で構成されている。京都エコポイントモデル事業は、環境省のエコ・アクション・ポイントモデル事業（全国型）と連携して実施している。

## 山口県のカーボン・オフセットに関する取り組み

山口県は、民間団体の WEB サイトを活用したカーボン・オフセットシステム<sup>xiii</sup>の試行的運用を開始するなど、CO<sub>2</sub> 削減活動の促進や環境産業の振興等を図る県独自のシステム構築に取り組んでいる。以下、主な内容を示す

- カーボン・オフセットシステムへの参加意向調査
  - ・ CO<sub>2</sub> 削減事業者、資金提供者の調査
  - ・ 認証機関、仲介機関の設置等の検討
- カーボン・オフセットモデル事業
  - ・ 会議・イベント等を活用したカーボン・オフセットシステムの試行
- カーボン・オフセットシステムの普及啓発
  - ・ 専用ホームページの充実 等

「やまぐちエコ市場カーボン・オフセットシステム」

WEB サイトを活用し、カーボン・オフセット取組者 (CO<sub>2</sub> 排出者) や CO<sub>2</sub> 削減事業者の事業や CO<sub>2</sub> 削減量を、登録・認証・公表するシステム

(やまぐちエコ市場ホームページ(<http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/eoichiba/>))

---

#### 二酸化炭素の地産地消静岡モデル<sup>xiii</sup>

静岡市は、政令指定都市として高次都市機能が集積している都市部と、市域の約 8 割を森林地域が占めるという広大な自然環境を併せ持っている。この地域特性を活用し、都市部での二酸化炭素排出削減に加え、山間部での二酸化炭素吸収機能を充実・強化させ、地域内で排出する二酸化炭素はできる限り地域内で削減・吸収する「二酸化炭素の地産地消」という概念と、それを実現するためのモデルの構築を目指している。

具体的取組みとして、適正な森林管理による CO<sub>2</sub> 吸収機能の向上を図るため、森林所有者、企業等、林地管理受託者、行政等の 4 者が協定を結び、協働で森林整備を行う「森林環境アドプト制度」を導入している。また、森林地域の恩恵を受ける都市部の住民などに対し、現状では十分に理解されていない二酸化炭素の吸収などの森林の公益的機能を意識させ、森林における活動や、森林資源の購買・活用を促す「森の価値づくり運動」を、都市部と山間部の連携を深めながら、市民主導・行政参加による実施を予定しているところである。

将来構想として、「森林環境アドプト制度」を実施する森林での J-VER 取得や、「森の価値づくり運動」推進のために、フォレストポイント（木材製品・農産品などの地産地消を促すためのポイント（地域通貨））や炭素貯留クレジット（木材の森林吸収効果に対してカーボンクレジットを発行するもの）の導入を検討していく。

---

#### 鳥取県のカーボン・オフセットに関する取り組み<sup>xiv</sup>

鳥取県は、平成 21 年度に以下のカーボン・オフセット普及促進事業を実施している。

1. オフセット・プロバイダー研修の実施

森林・林業関係者、民間企業等にカーボン・オフセット研修会の実施



2. 森林を活用したカーボン・オフセットのモデル的实施  
 県有林におけるオフセット・クレジット（J-VER）プロジェクトの申請
3. 温室効果ガス排出削減クレジットの推進の認証取得の支援  
 オフセット・クレジット（J-VER）等 の認証取得に係る経費の助成
4. カーボン・オフセットの普及  
 カーボン・オフセットの取組の PR、カーボン・オフセットシンポジウムの開催

## 4-2 地方自治体による温室効果ガス削減・吸収量の認証

### 新潟県カーボン・オフセット制度<sup>xv</sup>

新潟県は、平成 20 年度から佐渡市の森林整備事業を対象にしてカーボン・オフセットモデル事業を実施してきたが、このモデル事業の取組結果を踏まえ、平成 21 年 5 月からは、環境省のオフセット・クレジット(J-VER)制度と整合した、県内の森林整備プロジェクトの CO<sub>2</sub> 吸収量（オフセット・クレジット）を認証する「新潟県オフセット・クレジット制度」の運用を開始した。

本制度は、平成 22 年 2 月に「都道府県 J-VER プログラム認証」を受けたことにより、当該排出削減・吸収量を「新潟県 J-VER」として発行することが可能になった。平成 22 年 3 月には、第 1 号の「新潟県 J-VER」として「トキの森クレジット」を発行した。

#### 《トキの森クレジット》

- ・プロジェクト代表事業者 社団法人新潟県農林公社
- ・プロジェクト名 新潟県佐渡市「トキの森」整備事業
- ・プロジェクト実施場所 新潟県佐渡市新穂、佐和田、金井、畑野、真野地区など
- ・対象森林面積 約 151ha
- ・CO<sub>2</sub> 吸収量（見込） 6,377t-CO<sub>2</sub>（5 年間平均 1,275t-CO<sub>2</sub>）

秋田県は、平成 21 年 9 月から、企業等と森林所有者及び県の三者が水と緑の森づくり協定を締結し実施する森林整備に対して、森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を評価・認証する「企業による水と緑の森づくり」制度を開始した。

これにより、企業による森づくり活動を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持ち森づくり活動に参加する契機とし、地球温暖化防止をはじめ、森林の有する多面的機能の持続的発揮を進めることとしている。

本制度の対象は、以下のとおりである。

[対象活動]：県が進めている「企業による水と緑の森づくり」制度による森づくり

(森林整備)

[対象施業]：植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新作業及び下刈り、除伐、間伐等の森林の保育作業

[対象期間]：「水と緑の森づくり協定」の期間内における二酸化炭素吸収量（蓄積変化量）

## 高知県の取り組み<sup>xvii</sup>

高知県は、カーボン・オフセットに関連する取組として、①森林の CO<sub>2</sub> 吸収量をカーボン・オフセットに活用できるクレジット(J-VER)とするための制度を構築し、森林整備へ環境先進企業の協賛を促す森林吸収量取引モデル事業、②県内で木質バイオマス燃料の使用により削減した CO<sub>2</sub> 削減量を確認・認証しクレジット(J-VER)化して環境先進企業からの協賛に結び付ける木質資源エネルギー活用事業、③木質ペレットをボイラー、ストーブで燃料代替として使用した排出削減量をクレジット(J-VER)化するための高知県 CO<sub>2</sub> 削減専門委員会を開催し検討する木質バイオマス地域循環モデル事業を行っている。

上記の取組に加え、平成 21 年 4 月からは、温室効果ガス削減方法の一つである排出権取引を視野に入れ、主として温室効果ガス削減に関心の高い企業を対象として、二酸化炭素吸収機能に着目した森づくりに協力してもらうために「環境先進企業との協働の森づくり事業」の企画立案と活動を行っている。協賛金によって整備された森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を「高知県 CO<sub>2</sub> 吸収認証制度」により現地調査を行い、高知県 CO<sub>2</sub> 吸収専門委員会により確認、認証し CO<sub>2</sub> 吸収証書として発行している。平成 22 年 2 月に本制度

が「都道府県 J-VER プログラム認証」を受けたことにより、当該排出削減・吸収量を「高知県 J-VER」  
として発行することが可能となっている。

## 第5章 カーボン・オフセットの普及に向けて

### 5-1 普及に向けての取り組み

#### カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)

環境省は、カーボン・オフセットに関する正しい理解の普及や啓発、カーボン・オフセットの取組に関する相談・支援を行うプラットフォームとして、カーボン・オフセットフォーラムを設置している。WEBサイトでは、環境省「我が国のカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、カーボン・オフセット活動を推進する意思をもつ市民、企業、NPO、自治体などJ-COFの目的に賛同する人々のコミュニティとして、カーボン・オフセットの情報提供や様々な課題に対する最新の検討状況などを情報提供している。同フォーラムの主な活動内容は、以下の通りである。

- カーボン・オフセットに関する国内外の情報の収集
- WEBサイトを通じ、カーボン・オフセット活動に関する情報や広報ツールの提供
- カーボン・オフセット普及を目的としたイベント・セミナーの開催
- カーボン・オフセットに関するFAQの提供、メールまたは電話による相談・支援
- 検討会・課題別ワークショップの開催

表7 平成21年度 カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)の主な活動

開催日	内容
平成21年6月6～7日	エコライフフェア2009 出展
平成21年7月4～5日	グリーン EXPO2009 に出展
平成21年10月3～4日	グローバルフェスタ JAPAN2009 に出展
平成21年11月11～27日	カーボン・オフセットに関する地域環境対策リーダー研修会開催
平成21年12月4、7、8日	カーボン・オフセット事業者向けセミナー「低炭素社会に向けた企業の取組とカーボン・オフセット」開催
平成21年12月10～12日	エコプロダクツ2009 に出展
平成21年12月10～12日	ジュニアグリーンスクール、エコネコ探検隊参加

## 日本カーボンアクション・プラットフォーム (JCAP)

環境省は、日本国内における地球温暖化対策、特に、国及び地域における市場メカニズムを活用した各種イニシアティブの重要性が高まっていることを受け、これを強力に推進していくために国と地方自治体のネットワークである「日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP)」を設立した。

日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP)は、国と地球温暖化対策に対する関心の高い都道府県や市町村を中心に構成されている。市場メカニズムを活用した各種イニシアティブについての情報共有、意見交換を行うとともに、具体的な取組における連携・協力を模索する場となっている。

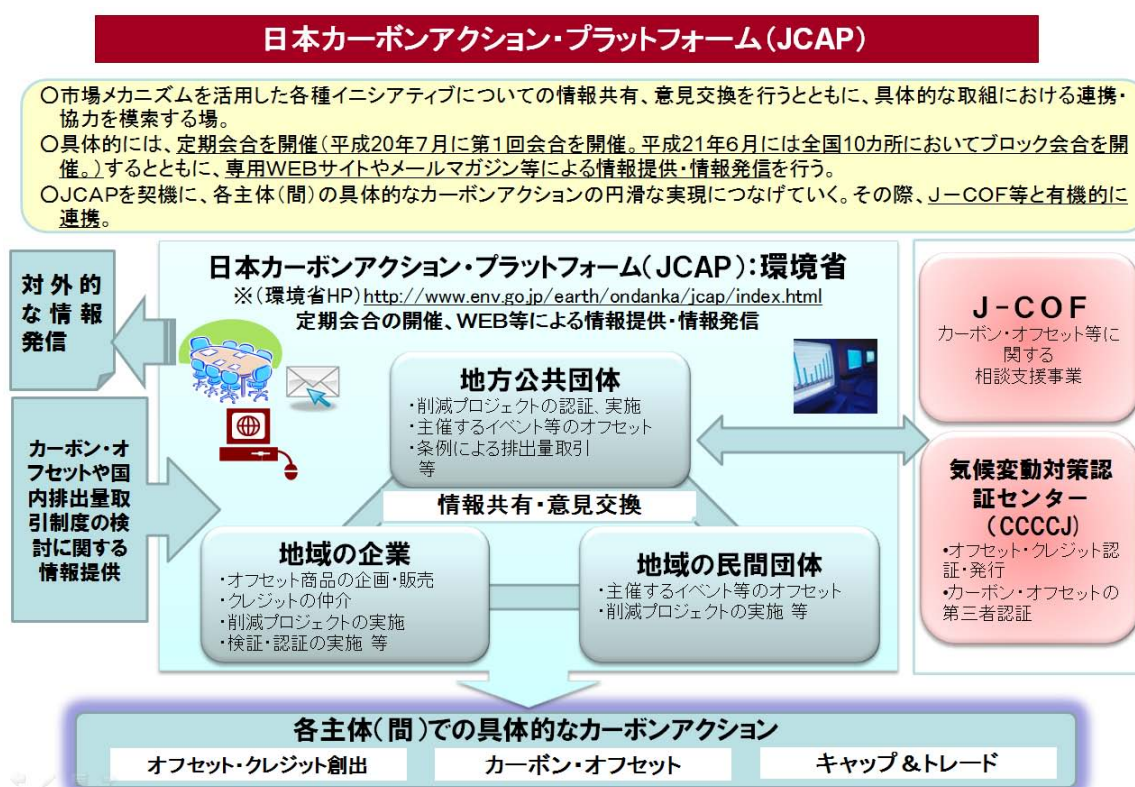


図 13 日本カーボンアクションプラットフォーム(J-CAP)

## カーボン・オフセット推進ネットワーク (CO-NET)

2009年4月に設立されたカーボン・オフセット推進ネットワーク (CO-Net) は、民間企業の立場から、カーボン・オフセットをきっかけとした低炭素社会の構築に向けて、国民運動の展開に取り組んでいる。

オフセットを普及するという観点から「カーボン・オフセットとイベントに関するタスクフォース」を設置し、社会的な訴求力の強いイベント<sup>12</sup>を通じたカーボン・オフセットの事例を収集し分析を行っているほか、イベントの企画運営等を担当する実務者が作業を行うことを支援するツールとして「カーボン・オフセットイベントの手引き (Ver.1.0)」を策定している。また、カーボン・オフセットの商品・サービスについてのデータベース<sup>13</sup>を構築し、環境省による情報提供ガイドラインに基づく形で情報提供を行っている。

### 5-2 カーボン・オフセットの課題

#### カーボン・オフセットの種類とガイドライン

我が国においては、現在、カーボン・オフセットを市場流通型と特定者間完結型に分類しており、市場流通型はさらに、商品使用・サービス利用オフセット、イベント・会議開催オフセット、自己活動オフセット、自己活動オフセット支援の4つに小分類されている<sup>14</sup>。市場流通型は、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセットであり、特定者間完結型は市場を通さずに関係者のみで実施されるカーボン・オフセットである。

環境省は、平成21年3月に「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」を策定するなど、市場流通型に関するガイドラインを整備してきた。これに対し、特定者間完結型には、上記のようなガイドラインがない状況である。そのため、環境省は、特定者間完結型カーボン・オフセ

<sup>12</sup> スポーツやコンサート、国際会議などを含む

<sup>13</sup> [http://www.carbonoffset-network.jp/tools/c\\_slide.html](http://www.carbonoffset-network.jp/tools/c_slide.html)

<sup>14</sup> P.7 参照

ットのあり方や信頼性を確保するための仕組み等について検討する「特定者間完結型カーボン・オフセット検討会」を平成 22 年 1 月より開催している。本検討会は「特定者間完結型カーボン・オフセットガイドライン」の作成を目的としており、以下のような論点が提示されている。

- 信頼性の向上や消費者保護を目的とするならば、市場流通型と特定者間完結型という分類でガイドラインを作成することが適当であるか。
- 誰のためのどのようなリスクを排除するためのガイドラインか。
- 特定者間完結型と市場流通型ガイドラインで求めるレベルは異なるのか。異なる場合はどのような場合、どのような理由であるか。

※検討会の詳細・検討状況については、環境省のカーボン・オフセット関連ホームページを参照のこと<sup>15</sup>。

また、会議・イベントにおけるカーボン・オフセットについては、第三者認証済み案件を含め、徐々に経験が積み上げられてきている。上記の認証基準及びガイドラインにおいても、会議・イベントにおけるカーボン・オフセットはその範疇に含められるが、GHG 算定や情報提供の方法等において、会議・イベントの実務上の特殊性をより反映した形で基準を示すニーズも高まってきており、今後更なる検討が必要であると考えられる。

---

## オフセット・クレジット（J-VER）ニーズに対応する創出拡大

平成 20 年策定された「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」では、カーボン・オフセットに用いることのできるクレジットとして、京都メカニズムクレジット、自主参加型排出量取引制度(JVETS)の排出枠(JPA)、一定の基準を満たす VER(Verified Emission Reduction)等のクレジットが挙げられている。また、平成 21 年 3 月に策定された「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」では、オフセットに用いるクレジットの種類として、京都メカニズムクレジット、オフセット・クレジット(J-VER)、自主参加型排出量取引制度(JVETS)の排出枠(JPA)、その他上記と同等の信頼性を確保する基準を持つクレジットが挙げられている。

これらのクレジットのうち、国内における排出削減・吸収活動に資する取組に J-VER については、オフセットを実施する民間事業者・地方自治体・市民等の間で急速な関心が高まっているが、J-VER 制

---

<sup>15</sup> [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

度開始からそれほど時間が経っていないため、現時点ではクレジットの発行量やプロジェクトのセクターについては限定的なものに留まっている。今後、これらの需要に応えるために、プロジェクト案件数や種類の増加、発行済みクレジット数の拡大が期待されている。

---

## カーボン・オフセットの範囲の拡大

「我が国のカーボン・オフセットのあり方について(指針)」では、カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲(バウンダリ)について、原則的にオフセットを行おうとするものが主体的に選ぶものとし、柔軟かつ多様な取組が行えるように配慮されている。特にオフセット量については、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」に基づく、カーボン・オフセット認証制度では、認証の条件として、自己活動オフセット支援型に関しては、商品1個、参加者1人あたり1kg以上、商品使用・サービス利用型、イベント・会議開催型、自己活動オフセットに関しては、算定した排出量に対して20%以上のオフセットすることを規定している。

ただし、上記指針においては、カーボン・オフセットの取組を段階的に向上（算定範囲の明確化、算定方法の高度化、削減努力の強化、無効化までの期間短縮等）させていくことを予定しており、より広い形でオフセットの範囲を含める取組を進める方向性にあることから、今後第三者認証基準において求められる内容を強化することも課題として挙げられる

---

## 会計・税法上の取り扱い

京都メカニズムクレジットを償却した場合の法人税の取り扱いについては、国等に対する寄付金として損金の額に算入することが認められている<sup>xviii</sup>。

しかし、現在のところ、京都メカニズムクレジットを取消した場合や、オフセット・クレジット（J-VER）を含む、京都クレジット以外のクレジットに係る税務上の取扱いは整理されていないため、今後、検討・整理が必要である。





# 参 考 资 料

海外においても、英国航空やカナダ航空等いくつかの航空会社がチケット購入の際にカーボン・オフセットできるプログラム<sup>16</sup>を提供していたり、石油関連会社の BP 社がカーボン・オフセット・サービス付きのガソリンを販売したり<sup>17</sup>、2005 年の英国グレンイーグルスで開催された G8 関連会合（全 52 会合）におけるオフセット<sup>18</sup>や、2006 年の FIFA ワールドカップ（ドイツ）<sup>19</sup>でのカーボン・オフセットといった様々なカーボン・オフセットの取組事例がみられる。日本と比べ、個人向けの自己活動オフセットを支援するサービスが多くみられるのが特徴的で、取り扱うクレジットの種類も、民間の事業者によって発行されている複数の VER がみられる。

こうした取組が盛んになるにつれ、実際にはカーボン・オフセットが完了していなかった等の問題事例も見られるようになり、いくつかの政府では、信頼性構築のための制度作りが行われている。カーボン・オフセットの取組において重要な役割を果たすオフセット・プロバイダーの質や透明性が問われる一方で、VCS（Voluntary Carbon Standard）や Gold Standard 等、第三者認証機関による審査を受けた VER の増加に伴い、VER そのものの透明性（排出削減・吸収量の確実性や、登録簿の整備等）も求められている。

これらの対策の一例として、英国及びフランス政府が公表しているカーボン・オフセットに関する制度の概要を紹介する。

---

<sup>16</sup> [http://www.britishairways.com/travel/envoffset/public/ja\\_jp](http://www.britishairways.com/travel/envoffset/public/ja_jp), <http://www.aircanada.com/en/travelinfo/traveller/zfp.html>

<sup>17</sup> <http://www.bp.com/genericarticle.do?categoryId=2012968&contentId=7021250>

<sup>18</sup> <http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/carbonoffset/presidency.htm>

<sup>19</sup> <http://www.wwf.or.jp/activity/climate/news/2006/20060517.htm>

表 1 英国・仏国政府におけるカーボン・オフセットに関する制度の概要

事項	英国	フランス
ガイドライン策定機関	英国政府環境・食糧・地域省(DEFRA) (現在は 2008 年 10 月に設置された気候変動・エネルギー省、DECC へ移管)	フランス政府 <sup>20</sup> エコロジー・持続可能開発省及び環境・エネルギー管理庁(ADEME)
ガイドライン名称	<i>UK Government Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting (Approval requirements and procedures for offset providers)</i> <sup>21</sup>	<i>Charter for voluntary carbon offsetting</i> <sup>22</sup>
制度の対象	カーボン・オフセット型商品・サービス ( <u>認証制度</u> )	プロバイダー (審査項目は第 4 章に記載) カーボン・オフセット実施企業・機関 (審査項目は第 5 章に記載) <sup>23</sup>  (いずれも <u>情報公開制度</u> )
参加	任意	任意
制度申請可能事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボン・オフセット型商品・サービスを最終消費者 (個人並びに事業者) に販売する企業・組織。</li> <li>(オフセット・プロバイダー) *</li> <li>・排出量の算定やクレジットの調達や無効化を、第三者であるプロバイダーに委託している企業・組織。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフセット・プロバイダー*</li> <li>・カーボン・オフセット実施企業・機関</li> </ul>
	<p>*) オフセット・プロバイダーの定義： 英国の制度：顧客のオフセットのためにクレジットの調達・管理を実施する事業者のみでなく、事業者自ら排出量の算定やクレジットの調達や無効化を行い、オフセット商品・サービスを最終消費者に販売する事業者がすべて含まれる。仏国の制度：顧客のオフセットのためにクレジットの調達・管理を行う事業者をさす。</p>	

<sup>20</sup>本制度を構築するタスクフォースとして、他の省庁も関与

<sup>21</sup> 英国政府 気候変動・エネルギー省、UK Government Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting (Approval requirements and procedures for offset providers)

<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/carbonoffset/codeofpractice.htm>

<sup>22</sup> フランス環境省、Charter for voluntary carbon offsetting(2008 年 3 月 3 日公開、英語版)

<http://www.compensationco2.fr/servlet/getBin?name=744468E3B474AEB21B41705D8F7D880B1207930374547.pdf>

<sup>23</sup> 日本環境省によるオフセットの類型で言う、自己活動オフセット実施事業者を指す

事項	英国	フランス
対象クレジット	CER、ERU、EUA（フェーズ II） （VER は今後検討）	CER、ERU、および 一定の基準を満たした京都クレジット以外の クレジット（VER）
認証の証明方法	品質マークの付与	CompensationCO2 のロゴの、ウェブサイト における使用を許可
カーボン・オフセットの 対象となる排出量の算 定方法	Act on CO2（個人向け排出量算定ルール・計 算ツールを提供）/DECC の排出係数（2008 年 2 月公開）を推奨。	ADEME（Bilan Carbone）提供の排出係数の使 用を推奨。
カーボン・オフセットの 対象となる活動範囲（バ ウンダリ）	製造過程のカーボン・オフセットは未対象。 商品使用・サービス利用における電力使用や 燃料消費に伴う排出量のみが対象。	—
カーボン・オフセット実 施前の排出削減努力	消費者に対する情報提供項目のひとつとし て、排出削減の重要性を説明し、具体的な削 減方法を提示することを義務付け。	カーボン・オフセットの定義等において、削 減努力の重要性を説明。  プロバイダーは削減努力を優先的に実施する 旨を宣誓する必要あり。  カーボン・オフセット実施前の削減努力内容 のウェブ公開を義務付け。
消費者への情報提供の 方法	DECC のウェブサイト上（Act on CO2）で認 証済みカーボン・オフセット型商品・サービ ス販売事業者の、該当商品・サービス紹介ペ ージ URL 一覧を公開 <sup>24</sup> 。	ウェブサイト上（CompensationCO2 のウェブサ イト上で、カーボン・オフセット型商品・サ ービス販売事業者紹介ページを公開。

その他、2008 年 11 月には、ドイツ連邦環境省（Umwelt bundes Amt: UBA）が、カーボン・オフセット商品・サービス等を購入する際の消費者のためのチェックリストを含む Guide to voluntary compensation for greenhouse gases<sup>25</sup>を公表するなど、自主的なカーボン・オフセットの取組や、さまざまな VER の制度が増加するに伴い、各国政府により、透明性・信頼性確保のためのガイドライン類の策定が進められていくものと思われる。

<sup>24</sup> <http://campaigns.direct.gov.uk/actonco2/home/features/offsetting.html>

<sup>25</sup> <http://www.umweltbundesamt.de/uba-info-presse-e/2008/pdf/pe08-073.pdf>（ガイドライン本文はドイツ語のみ）

参考資料 2 : カーボン・オフセット用語集 (アルファベット・50音順)

用語	解説
IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル)	気候変動に関する政府間パネル。地球温暖化問題に関する科学的、技術的、社会経済的な知見について各国の研究者が議論するため、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設置された機関。 IPCCは、これまで三回にわたり評価報告書を発表してきた。これらの報告書は、世界の専門家や政府の精査を受けて作成されたもので、「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)」をはじめとする、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしてきた。
ISO14001	1996年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格のことをいう。
KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)	特定非営利活動法人 KES 環境機構が制定・認証を行う環境マネジメントシステムのことをいう。 中小企業のためにより分かりやすく取り組みやすい規格として制定されたシステムである。
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジット。この VER について、いくつかの民間団体が独自の認証基準を有している。
オフセット・クレジット (J-VER) 制度	カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度で、2008年11月14日に開始。環境省が策定した認証基準に従い、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会により、オフセット・クレジット(J-VER)が発行される。
オフセット・プロバイダー	市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。市民向けの大半はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかにも、カーボン・オフセットのコンサルティング支援を行う事業者も多い。
温室効果ガス	地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質として気候変動枠組条約に規定された物質。 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、亜酸化窒素(一酸化二窒素/N <sub>2</sub> O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)および六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )の6つを指す。
カーボン・オフセット	まず自身の排出量を認識(見える化)し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量(クレジット)で、その全部又は一部を埋め合わせる(オフセットする)ことをいう。例えば、ある事業者のビルの排出量が見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない事業活動をオフセットするために、例えば海外で実施された排出削減プロジェクトで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。よって、例えばある工場での排出削減量をクレジットとして発行し、同じ事業所のオフセットに用いることは、カーボン・オフセットではなく単なる削減努力でありこの仕組みに当てはまらない。
カーボン・ニュートラル(炭素中立)	市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラル(炭素中立)という。 カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であ

	り、排出量を全量オフセットされた状態がカーボン・ニュートラルとなる。
カーボン・マイナス	市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量、購入したクレジット量等の合計が上回っている状態をいう。
管理簿・登録簿 (レジストリ)	クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。 例えば、国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が整備する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重記録等を防止している。
京都議定書で約束した 6%削減目標	気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約(1994年3月発効)であり、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」において京都議定書が採択された(2005年2月16日に発効)。 京都議定書は、二酸化炭素(CO2)など6種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のことであり、1990年を基準年として温室効果ガスを先進国全体で5.2%削減することを義務づけるとともに、CDM(Clean Development Mechanism:クリーン開発メカニズム)やJI(Joint Implementation:共同実施)、排出量取引からなる京都メカニズムという仕組みも導入された。 この京都議定書において、日本を始めとする先進各国は、第1約束期間(2008～2012年)における温室効果ガスの累積排出総量を一定量以下に抑えなければならないことが規定された。日本は、第1約束期間中の累積排出総量を、基準年(1990年)排出量から6%を減じた94%を1年分とし、それを5倍(5年分)した量以下にしなければならない。
京都メカニズム	京都議定書に定められる排出削減目標を達成するに当たり、自国内での排出削減以外の目標達成手段を用意することによって目標達成手法に柔軟性を持たせるため、京都議定書に規定されたメカニズム。 クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism:CDM)、共同実施(Joint Implementation:JI)、国際排出量取引(International Emissions Trading)の3つを指す。
京都メカニズムクレジット	京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジットをいう。 この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために用いられるものであり、 ①各国の割り当てられるクレジット(Assigned Amount Unit, AAU) ②共同実施(Joint Implementation, JI)プロジェクトにより発行されるクレジット(Emission Reduction Unit, ERU) ③クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism, CDM)プロジェクトにより発行されるクレジット(Certified Emission Reduction, CER) ④ 国内吸収源活動によって発行されるクレジット(Removal Unit, RMU) の4種類がある。
国別登録簿	地球温暖化対策推進法に基づき、日本政府(環境省及び経済産業省)が整備する、京都メカニズムクレジットを管理する電子システムをいう。京都議定書附属書I国はすべて、この国別登録簿を作成、維持することが義務づけられている。 具体的には、この国別登録簿上で、京都メカニズムクレジットの発行、保有、移転、償却、取消等を管理しており、日本の国別登録簿は、2007年3月からクレジットの法人保有口座の開設を受け付け、同年11月から気候変動枠組条約事務局が整備した国際取引ログ(異なる国の国別登録簿を電子的に接続するシステム)に接続している。
クレジット(温室効果ガスの排出削減・吸収量)	温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトによって実現された排出削減・吸収量。第三者機関によってその排出削減・吸収量が認証されているものとそうでないものがある。一般的に、何らかの排出量取引制度に基づいて発行される排出枠とあわせて「クレジット」と総称される。
クレジットのダブルカウント	ダブルカウントとは、クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる場合に、ある一つのクレジットが複数の異なる排出活動を埋め合わせるのに用いられることをいう。

国民運動	市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等さまざまな主体がそれぞれ地球温暖化対策に取り組むことをいう。 京都議定書目標達成計画では横断的施策として「国民運動の展開」を位置づけており、事業者、国民などの各界各層の理解を促進し、具体的な温暖化防止活動の実践を確実なものにするため、政府は経済界、NPO、労働界、研究者等と連携しつつ、知識の普及や国民運動の展開を図ることとしている。
自己活動オフセット	市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトからのクレジットを購入することで、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの（費用は基本的に市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が自己負担）。例えば、家庭の電気・ガスの使用、企業の本社ビルの電気使用等に伴う温室効果ガス排出量のオフセット等をいう。
自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)	自主的に温室効果ガスの削減目標を立てて排出削減を行う企業を対象として、試行的な国内排出量取引を実施する制度。環境省が2005年度から開始。 具体的には、自ら定めた温室効果ガスの排出削減目標を達成しようとする企業に対して、補助金を交付することにより経済的インセンティブを与えるとともに、当該企業が自らの排出削減だけでなく排出枠の取引を活用することにより削減目標を達成することができるというもの。
自分ごと	地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であると認識するとともに、地球温暖化防止対策が進まなかった場合に世界に起こる事態を我がこととして捉えることをいう。 市民一人一人のライフスタイル・ワークスタイルの不断の見直しを促すためには、温室効果ガス削減を自分のこととして意識することが重要である。
(京都クレジットの)償却	京都メカニズムクレジットを国別登録簿上の償却口座へ移転することをいう。日本を含む京都議定書附属書I国が京都議定書に基づく削減目標を達成したかどうかは、実際の第一約束期間中(2008年～2012年)の排出量と償却口座内のクレジット量の比較により判断される。
第4次評価報告書	IPCCは、定期的に温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然、社会経済への影響評価及び対策の評価を実施している。第4次評価報告書は三つの作業部会報告書と統合報告書から構成されている。2003年に各作業部会の報告書骨子案を検討し、2004年に執筆者・査読者等を選択し執筆を開始した。その後複数回にわたるドラフトの査読者及び政府によるレビューを経て2007年2月から順次作業部会報告書が公表され、11月17日に統合報告書が公表された。この統合報告書を含む一連のIPCC第4次評価報告書は、第2約束期間以降の国際的枠組交渉のスタートラインとなる重要な基礎資料であり、統合報告書の主要な結論は以下の通りである。 ①気候システムは温暖化には疑い余地がなく、大気や海洋の全球平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。 ②人間活動により、現在の温室効果ガス濃度は産業革命以前の水準を大きく超えており、20世紀半ば以降に観測された全球平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。 ③現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガス排出量は今後二、三十年増加し続け、その結果、21世紀には20世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされると予測される。 ④気候変化に対する脆弱性を低減させるには、現在より強力な適応策が必要である。適切な緩和策の実施により、今後数十年にわたり、世界の温室効果ガス排出量の伸びを相殺、削減できる。 ⑤適応策と緩和策は、どちらか一方では不十分で、互いに補完しあうことで、気候変化のリスクをかなり低減することが可能。既存技術及び今後数十年で実用化される技術により温室効果ガス濃度の安定化は可能である。今後20～30年間の緩和努力と投資が鍵となる。
低炭素化	ライフスタイルの見直しや事業活動の変更等により、生活や事業活動から発生する温室効果ガスの排出を少なくすることをいう。
低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活



	の豊かさを実感できる社会をいう。
(京都クレジットの)取り 消し	京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成には用いないために、国別登録簿上では取消口座に移転することをいう。このため、京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする際にクレジットを取り消した場合には、京都議定書の目標達成とは別に世界全体での温室効果ガスの削減に貢献したことになる。
二重記録	京都メカニズムクレジットは、京都議定書及びその関連規定に基づき、1トンごとに異なる番号を付されて管理されている。二重記録とは、同一番号の京都メカニズムクレジットが同時に異なる口座に記録されてしまうことをいう。
バウンダリ(カーボン・オフセットにより埋め合わせる対象となる活動の範囲)	カーボン・オフセットを行うに当たっては、どの範囲の行為・活動からの排出量を埋め合わせるのかを決定し、その排出量を算定する必要がある。 例えば、会議・イベントの排出量を算定する場合、主催者側の活動のみを算定の対象とするのか、参加者が目的地まで移動する際の排出量まで含めるのか等を事前に決めないと、当該会議・イベントからの排出量を埋め合わせるのにどれくらいの量のクレジットの購入等が必要かが決まらないことになる。
排出削減・吸収の 確実性・永続性	商品、サービス、イベント、自己活動等からの排出量が確実に埋め合わされていることを担保するためには、排出削減・吸収プロジェクトにより確実な排出削減・吸収があり、かつこの排出削減・吸収が将来にわたって永続的であることが必要となる。 例えば、植林プロジェクトによる温室効果ガス吸収量でオフセットすることとしても、実際に植栽された樹木が管理不足で枯死してしまった場合には、想定していた吸収量は発生しないことになる。
(温室効果ガス排出量の)「見える化」	食品のカロリー表示のように、どのような行為からどれくらいの温室効果ガスが排出されるのかを数量で具体的に表示することによって「見える化」し、市民、企業等が自らの排出量を把握しやすくすることをいう。
無効化	オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。 例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度それらの口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。

## 参考資料 3 : カーボン・オフセット関連機関リンク集

### 環境省:カーボン・オフセット紹介ページ

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

環境省によるカーボン・オフセット関連の施策動向についての紹介。基本的な考え方や環境省の取組、関連するウェブサイトや指針・ガイドラインの公表を掲載。検討会の開催状況や資料も掲載。

### 日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP)

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/jcap/index.html>

地方公共団体を中心に、日本国内における地球温暖化対策、特に国及び地域における市場メカニズムを活用した各種イニシアティブについての情報共有、意見交換を行うとともに、具体的な取組における連携・協力を模索する場として環境省が設置。地方公共団体の取組等の情報を公開。

### カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)

<http://www.j-cof.org/index.html>

環境省により設立されたカーボン・オフセットの推進のための組織。カーボン・オフセットに関する相談支援窓口と共に、さまざまな課題に対する最新の検討状況等を提供。カーボン・オフセット認証制度(あんしんプロバイダー制度含む)やオフセット・クレジット(J-VER)制度についての情報も随時更新。

### 気候変動対策認証センター(4CJ)

<http://www.4cj.org/>

低炭素社会の実現を目指し、気候変動対策事業に対する第三者認証を行うことを目的に社団法人海外環境協力センター内に設立。カーボン・オフセット認証制度(あんしんプロバイダー制度含む)やオフセット・クレジット(J-VER)制度の運営等を行う。

### カーボン・オフセット推進ネットワーク(CO-Net)

<http://www.carbonoffset-network.jp/index.html>

事業活動やライフスタイルの中で、カーボン・オフセットによる更なる低炭素化社会形成促進を図る活動を推進する目的で事業者を中心に設立。カーボン・オフセットの需要喚起、商品等の開発、排出削減・吸収プロジェクトの創出支援、カーボン・オフセット活用拡大に向けた提言等を行う。

### 京都メカニズム情報プラットフォーム

<http://www.kyomecha.org/index.html>

京都メカニズムに関する基礎情報の発信・普及を行う日本政府のプログラム。CDM理事会の動向やJI監督委員会の動き等を提供。

### チャレンジ 25 キャンペーン

<http://www.challenge25.go.jp/>

これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、より CO2 削減に向けた運動「チャレンジ 25 キャンペーン」へとリニューアル。オフィスや家庭などにおいて実践できる CO2 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践方法を提示

### 全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)

<http://www.jccca.org/index.php>

地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る。地球温暖化の情報収集と活動ツールの提供や、都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員の支援等を実施。

### 排出量取引インサイト

<http://www.ets-japan.jp/>

排出量取引に関する基本的な情報を提供。排出量取引の定義、京都クレジットの調達方法、排出量取引やカーボン・オフセットをめぐる国内外の情勢についての情報を掲載。

## 引用文献

---

- i 国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス, 日本の温室効果ガス排出量データ (1990~2008年度速報値) 2009.11
- ii 首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200910/26syosin.html>
- iii チャレンジ25 キャンペーンホームページ <http://www.challenge25.go.jp/index.html>
- iv 排出量取引インサイトホームページ <http://www.ets-japan.jp/dms/index.html>
- v 環境省, 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について (指針), 2008.2
- vi 交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ <http://www.ecomo.or.jp/>
- vii カーボン・オフセット推進ネットワークホームページ <http://www.carbonoffset-network.jp/>
- viii カーボン・オフセット認証制度運営委員会, カーボン・オフセット認証制度 実施規則, 2009.12 改定
- ix 気候変動対策認証センターホームページ <http://www.4cj.org/label/provider.html>
- x 大阪版カーボン・オフセット制度ホームページ <http://osaka-midori.jp/carbon/>
- xi 京都エコポイントモデル事業 京都 CO2 削減バンクホームページ <http://k-co2bank.jp/>
- xii やまぐちのカーボン・オフセットホームページ <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/carbonoffset/>
- xiii 日本カーボンアクション・プラットフォーム HP 「JCAP 参加自治体における取組事例」  
<http://www.j-cof.org/jcap/>
- xiv 日本カーボン・アクションプラットフォーム HP [http://www.j-cof.org/jcap/m\\_data/tottori.html](http://www.j-cof.org/jcap/m_data/tottori.html)
- xv 新潟県ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyokikaku/1215023489153.html>
- xvi 企業による水と緑の森づくり森林整備による CO2 吸収量認証制度実施要綱, 平成 21 年 9 月
- xvii 日本カーボン・アクションプラットフォーム HP [http://www.j-cof.org/jcap/m\\_data/kochi.html](http://www.j-cof.org/jcap/m_data/kochi.html)
- xviii 国税庁, 京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて, 2009.2